

日本株式インデックス e  
追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書  
(請求目論見書)  
2025年4月23日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

日本株式インデックス e の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2025 年 4 月 22 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 4 月 23 日にその届出の効力が生じております。

発行者名	:	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	代表取締役社長 菱田 賀夫
本店の所在の場所	:	東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

## 目次

第一部 【証券情報】 .....	1
(1) 【ファンドの名称】 .....	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 .....	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】 .....	1
(4) 【発行（売出）価格】 .....	1
(5) 【申込手数料】 .....	1
(6) 【申込単位】 .....	1
(7) 【申込期間】 .....	2
(8) 【申込取扱場所】 .....	2
(9) 【払込期日】 .....	2
(10) 【払込取扱場所】 .....	2
(11) 【振替機関に関する事項】 .....	2
(12) 【その他】 .....	2
第二部 【ファンド情報】 .....	4
第1 【ファンドの状況】 .....	4
1 【ファンドの性格】 .....	4
2 【投資方針】 .....	12
3 【投資リスク】 .....	20
4 【手数料等及び税金】 .....	23
5 【運用状況】 .....	27
第2 【管理及び運営】 .....	34
1 【申込（販売）手続等】 .....	34
2 【換金（解約）手続等】 .....	35
3 【資産管理等の概要】 .....	37
4 【受益者の権利等】 .....	40
第3 【ファンドの経理状況】 .....	42
1 【財務諸表】 .....	45
2 【ファンドの現況】 .....	111
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	111
第三部 【委託会社等の情報】 .....	113
第1 【委託会社等の概況】 .....	113
1 【委託会社等の概況】 .....	113
2 【事業の内容及び営業の概況】 .....	114
3 【委託会社等の経理状況】 .....	115
4 【利害関係人との取引制限】 .....	149
5 【その他】 .....	149
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

日本株式インデックス e

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

### (5) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1口単位です。

#### (7) 【申込期間】

2025年4月23日から2025年10月22日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

##### <振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

##### <受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申

込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取消すことができます。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

上限 1兆円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ( )		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり( )	日経225	ブル・ベア型
一般						
大型株	年2回	日本	ド		TOPIX	
中小型株						
債券	年4回	北米	ファン	なし	その他( )	条件付運用型
一般	年6回	欧州	ド・オブ・ファンズ			
公債	(隔月)					
社債						
その他債券	年12回	アジア				
クレジット属性	(毎月)	オセアニア				
( )	日々	中南米				その他( )
不動産投信	その他( )	アフリカ				
その他資産						
(投資信託証券 (株式一般))		中近東 (中東)				
資産複合		エマージング				
( )						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## <属性区分表定義>

### [投資対象資産による属性区分]

#### (1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

#### (3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

#### (4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

#### (5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

#### <ファンドの特色>

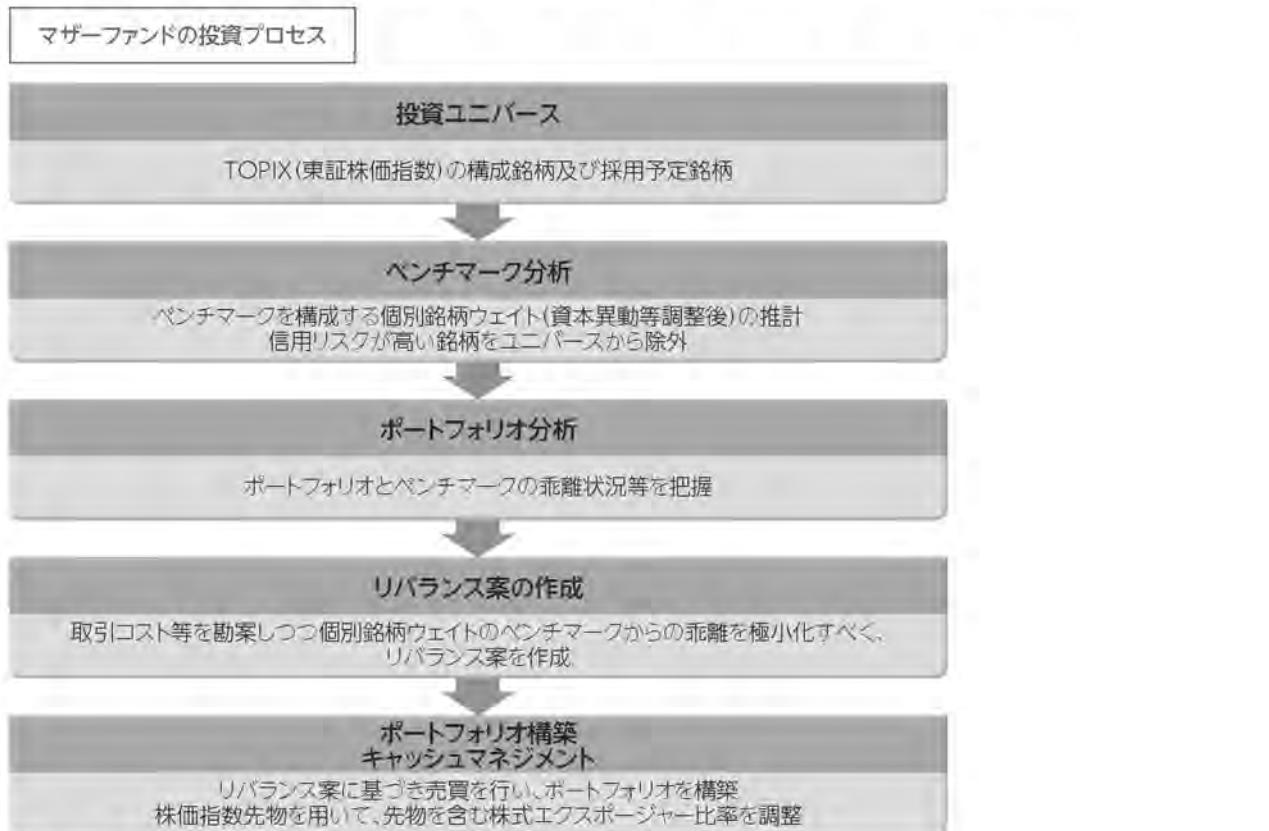
わが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX(東証株価指数) (配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

TOPIX(東証株価指数)とは

株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。

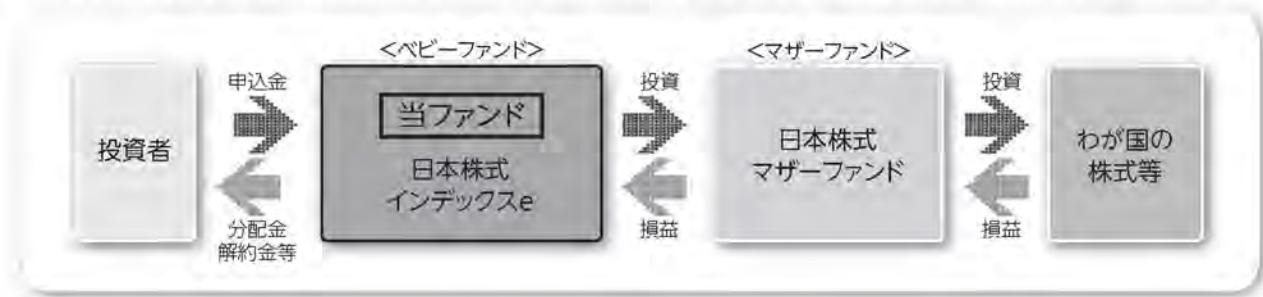
TOPIX(東証株価指数)の著作権等について

1. 「TOPIX(東証株価指数) (配当込み)」(以下、「配当込みTOPIX」という。)の指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。
2. JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出若しくは公表の方法の変更、配当込みTOPIXの指標値の算出若しくは公表の停止又は配当込みTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
3. JPXは、配当込みTOPIXの指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の配当込みTOPIXの指標値について、何ら保証、言及をするものではない。
4. JPXは、配当込みTOPIXの指標値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
5. 本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。
6. JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
7. JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを配当込みTOPIXの指標値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
8. 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。



## ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



## 分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。  
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

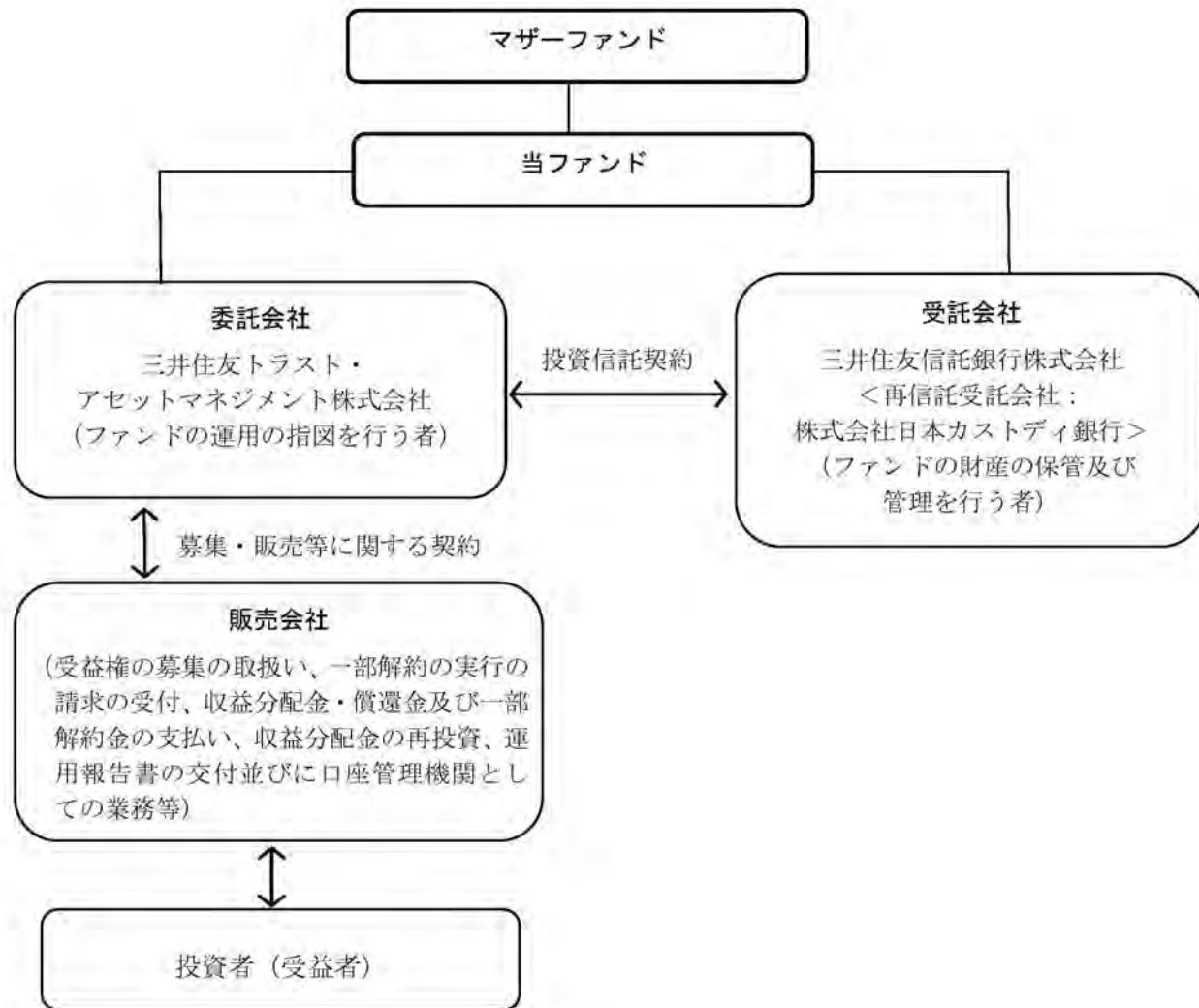
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2010年4月6日	信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始
2012年4月1日	当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継 当ファンドの名称をCMAM日本株式インデックスeから日本株式インデックスeに変更 当ファンドの主要投資対象である中央三井日本株式マザーファンドの名称を日本株式マザーファンドに変更

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ①当ファンドの仕組み及び関係法人



#### ②委託会社の概況（2025年2月28日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ① 運用方針

当ファンドは、主としてわが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式に投資する日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。このほか、株式等に直接投資することもあります。

#### ② 投資態度

- A. 株式への実質投資は、原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B. 株式への実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- C. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- D. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- E. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- F. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- G. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

### (2) 【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 1. 有価証券
  - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限ります。）
  - 3. 金銭債権（上記1.、2. 及び下記4. に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - 4. 約束手形（上記1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- B. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1. 為替手形

#### ② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本株式マザーファンド」の受益証券及

び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
  9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
  12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から11. までの証券又は証書の性質を有するもの
  13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
  14. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. の証券又は証書並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記1. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券及び上記14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 運用指図できる金融商品
- A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

## B. 金融商品による運用の特例

上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「日本株式マザーファンド」の概要

### 1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 株式への投資は、原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOP IX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位（90%以上）とします。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引及びわが国の金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスク回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

### 3. 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。

- ② 外貨建資産への投資は、行いません。

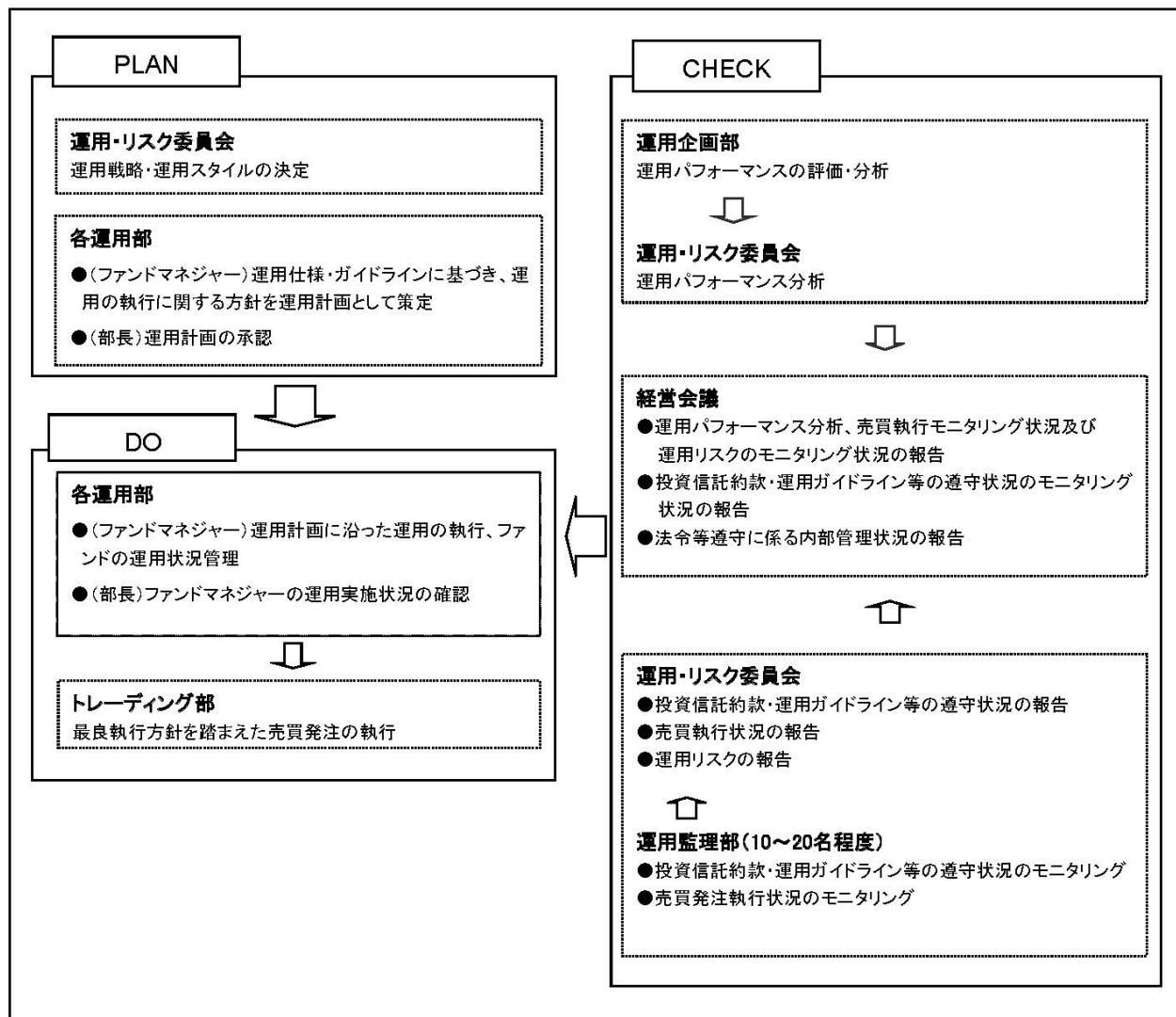
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

<約款に定める投資制限>

- A. 株式への投資割合  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- B. 外貨建資産への投資割合  
外貨建資産への投資は行いません。
- C. 新株引受権証券等への投資割合  
新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- D. 同一銘柄の株式への投資割合  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- E. 同一銘柄の転換社債等への投資割合  
同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合  
同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- G. 投資信託証券への投資割合  
投資信託証券（マザーファンド及び上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- H. 投資する株式等の範囲
  - イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の金融商

品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### I. 信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### J. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### K. スワップ取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### L. 金利先渡取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

M. 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次のa. 及びb. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

a. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記イ. a. 及びb. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付に当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

N. 公社債の空売りの指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は下記O. の規定により借り入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

O. 公社債の借り入れの指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ. 上記イ. の借り入れの指図は、当該借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ. 上記イ. の借り入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

P. 一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

Q. 再投資の指図

委託会社は、上記P. の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

R. 資金の借り入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場

合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手當てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の 10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

S. 受託会社による資金の立替え

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. 上記イ. 及びロ. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

T. 利害関係人等との取引等

イ. 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下イ. 及び下記ロ. において同じ。)、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記(2)に掲げる資産への投資等並びに上記I. からR. までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ. 受託会社は、受託会社がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

ハ. 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前記(2)に掲げる資産への投資等並びに上記I. からR. までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

ニ. 上記イ. からハ. までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

U. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

V. デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプ

ションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### <関連法令に基づく投資制限>

##### イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

##### ① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### ② 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ③ 有価証券の貸付等に係るリスク

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあります。貸付契約が不履行となった場合、担保金による有価証券の買戻しの際、時価変動の影響から損失を被り、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ④ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

- ① ファンドは、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑤ ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## （2）リスクの管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## [参考情報]

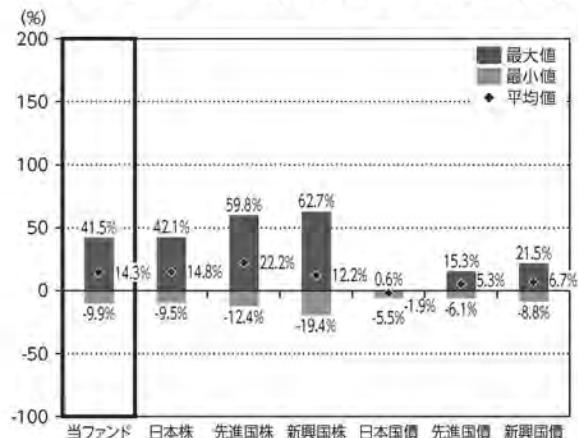
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2020年3月～2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(円ベース)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX編研が算出・公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、評議会ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標の指標値及び同指標に係る機関又は高橋は、株式会社JPX編研又は株式会社JPX調査の運営会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利ノウハウ及び同指標に係る機関又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指標値の算出又は公表の譲渡、譲り受け又は中譲りに付し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の監定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコグリ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコグリ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指標で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指標で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利率国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指標を用いて行なわれる当社の事業活動・サービスに際して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、ギアードの提供、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	本指標は、信頼性が高いとみなす情報を基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganがこの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

①取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### (2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るために、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、以下のイ、及びロ、を合計した額とします。

イ. 当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.407%（税抜 0.37%）を乗じて得た額（信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率）

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.154% (税抜 0.14%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.209% (税抜 0.19%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.044% (税抜 0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

ロ. 有価証券の貸付の指図を行った場合は、ファンドの品貸料及びマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に50%未満の率（※）を乗じて得た額

※2025年4月22日現在、合計で49.5%（税抜45%）以内とし、その配分は委託会社29.7%（税抜27%）、受託会社19.8%（税抜18%）です。（品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。）

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月

終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

### ①個人の受益者に対する課税

#### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（原則として配当控除の適用が可能です。）のいずれかを選択することもできます。

	税率（内訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

#### ロ. 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ. の表の通りです。

#### ハ. 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

#### 二. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

### ③個別元本について

イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合があるので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照

ください。)

#### ④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年2月28日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.40%	0.40%	0.00%

※対象期間は2024年1月23日～2025年1月22日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 5 【運用状況】

以下は、2025年2月28日現在の状況について記載しております。

### 【日本株式インデックス e】

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	4,116,366,150	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,100,916	0.05
合計(純資産総額)		4,118,467,066	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	日本株式マザーファンド	1,257,596,893	3.3394	4,199,742,142	3.2732	4,116,366,150	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

###### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額 (円)		1万口当たりの純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期計算期間末	(2016年1月22日)	2,788,622,197	2,788,622,197	15,397	15,397
第7期計算期間末	(2017年1月23日)	3,085,536,364	3,085,536,364	17,278	17,278
第8期計算期間末	(2018年1月22日)	3,693,207,038	3,693,207,038	21,960	21,960
第9期計算期間末	(2019年1月22日)	3,084,912,224	3,084,912,224	18,398	18,398
第10期計算期間末	(2020年1月22日)	3,237,052,965	3,237,052,965	21,047	21,047
第11期計算期間末	(2021年1月22日)	3,165,869,473	3,165,869,473	22,864	22,864
第12期計算期間末	(2022年1月24日)	3,208,049,969	3,208,049,969	24,171	24,171
第13期計算期間末	(2023年1月23日)	3,250,551,260	3,250,551,260	24,923	24,923
第14期計算期間末	(2024年1月22日)	4,102,332,639	4,102,332,639	33,292	33,292
第15期計算期間末	(2025年1月22日)	4,182,287,462	4,182,287,462	36,492	36,492
	2024年2月末日	4,297,350,584	—	35,004	—
	3月末日	4,425,965,413	—	36,541	—
	4月末日	4,389,731,325	—	36,204	—
	5月末日	4,431,256,800	—	36,603	—
	6月末日	4,459,796,555	—	37,122	—
	7月末日	4,425,399,451	—	36,907	—
	8月末日	4,287,469,335	—	35,824	—
	9月末日	4,193,467,307	—	35,261	—
	10月末日	4,245,409,279	—	35,913	—
	11月末日	4,232,591,708	—	35,717	—
	12月末日	4,289,960,747	—	37,139	—
	2025年1月末日	4,255,688,601	—	37,177	—
	2月末日	4,118,467,066	—	35,756	—

② 【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金 (円)
第6期計算期間	2015年1月23日～2016年1月22日	0
第7期計算期間	2016年1月23日～2017年1月23日	0
第8期計算期間	2017年1月24日～2018年1月22日	0
第9期計算期間	2018年1月23日～2019年1月22日	0
第10期計算期間	2019年1月23日～2020年1月22日	0
第11期計算期間	2020年1月23日～2021年1月22日	0
第12期計算期間	2021年1月23日～2022年1月24日	0
第13期計算期間	2022年1月25日～2023年1月23日	0

第14期計算期間	2023年1月24日～2024年1月22日	0
第15期計算期間	2024年1月23日～2025年1月22日	0

### (3) 【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第6期計算期間	2015年1月23日～2016年1月22日	0.4
第7期計算期間	2016年1月23日～2017年1月23日	12.2
第8期計算期間	2017年1月24日～2018年1月22日	27.1
第9期計算期間	2018年1月23日～2019年1月22日	△16.2
第10期計算期間	2019年1月23日～2020年1月22日	14.4
第11期計算期間	2020年1月23日～2021年1月22日	8.6
第12期計算期間	2021年1月23日～2022年1月24日	5.7
第13期計算期間	2022年1月25日～2023年1月23日	3.1
第14期計算期間	2023年1月24日～2024年1月22日	33.6
第15期計算期間	2024年1月23日～2025年1月22日	9.6

(注1) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2) 小数第2位を四捨五入しております。

### (4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第6期計算期間	2015年1月23日～2016年1月22日	828,172,152	731,522,696	1,811,091,484
第7期計算期間	2016年1月23日～2017年1月23日	347,831,292	373,074,963	1,785,847,813
第8期計算期間	2017年1月24日～2018年1月22日	196,903,179	300,941,408	1,681,809,584
第9期計算期間	2018年1月23日～2019年1月22日	168,411,455	173,420,135	1,676,800,904
第10期計算期間	2019年1月23日～2020年1月22日	92,261,720	231,083,450	1,537,979,174
第11期計算期間	2020年1月23日～2021年1月22日	91,607,228	244,942,926	1,384,643,476
第12期計算期間	2021年1月23日～2022年1月24日	76,275,905	133,681,805	1,327,237,576
第13期計算期間	2022年1月25日～2023年1月23日	53,562,710	76,549,804	1,304,250,482
第14期計算期間	2023年1月24日～2024年1月22日	43,716,234	115,746,067	1,232,220,649
第15期計算期間	2024年1月23日～2025年1月22日	107,487,974	193,639,611	1,146,069,012

(注) 当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

日本株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	410,343,026,360	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,071,453,576	0.98

合計(純資産総額)	414,414,479,936	100.00
-----------	-----------------	--------

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	3,826,680,000	0.92

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,710,100	2,915.50	16,647,796,550	2,689.00	15,354,458,900	3.71
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,706,600	3,275.00	12,139,115,000	3,739.00	13,858,977,400	3.34
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6,789,000	1,906.50	12,943,228,500	1,903.00	12,919,467,000	3.12
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,760,100	3,929.00	10,844,432,900	3,750.00	10,350,375,000	2.50
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2,207,000	3,776.00	8,333,632,000	3,792.00	8,368,944,000	2.02
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	861,500	10,765.00	9,274,047,500	8,800.00	7,581,200,000	1.83
日本	株式	任天堂	その他製品	678,200	9,404.00	6,377,792,800	11,160.00	7,568,712,000	1.83
日本	株式	キーエンス	電気機器	107,500	67,720.00	7,279,900,000	59,410.00	6,386,575,000	1.54
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,428,000	3,949.00	5,639,172,000	4,177.00	5,964,756,000	1.44
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,032,900	5,165.00	5,334,928,500	5,297.00	5,471,271,300	1.32
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,099,200	2,452.00	5,147,238,400	2,496.50	5,240,652,800	1.26
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	764,000	7,075.00	5,405,300,000	6,669.00	5,095,116,000	1.23
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	227,300	27,490.00	6,248,477,000	22,125.00	5,029,012,500	1.21
日本	株式	三井物産	卸売業	1,668,800	3,055.00	5,098,184,000	2,795.00	4,664,296,000	1.13
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	32,045,200	150.60	4,826,007,120	145.40	4,659,372,080	1.12
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	531,400	10,230.00	5,436,222,000	8,273.00	4,396,272,200	1.06
日本	株式	信越化学工業	化学	957,100	5,190.00	4,967,349,000	4,492.00	4,299,293,200	1.04
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	958,600	4,039.00	3,871,785,400	4,334.00	4,154,572,400	1.00
日本	株式	KDDI	情報・通信業	792,400	4,825.00	3,823,330,000	4,894.00	3,878,005,600	0.94
日本	株式	三菱重工業	機械	1,897,200	2,087.00	3,959,456,400	1,987.00	3,769,736,400	0.91
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	17,236,900	194.40	3,350,853,360	213.70	3,683,525,530	0.89

日本	株式	HOYA	精密機器	209,700	21,500.00	4,508,550,000	17,495.00	3,668,701,500	0.89
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,545,100	1,487.50	3,785,836,250	1,393.00	3,545,324,300	0.86
日本	株式	第一三共	医薬品	996,600	4,477.00	4,461,778,200	3,447.00	3,435,280,200	0.83
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	63,900	49,100.00	3,137,490,000	45,470.00	2,905,533,000	0.70
日本	株式	富士通	電気機器	998,300	2,761.50	2,756,805,450	2,879.00	2,874,105,700	0.69
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	338,500	9,819.00	3,323,731,500	8,116.00	2,747,266,000	0.66
日本	株式	キヤノン	電気機器	535,800	4,901.00	2,625,955,800	5,063.00	2,712,755,400	0.65
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,255,500	2,444.50	3,069,069,750	2,144.00	2,691,792,000	0.65
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,103,500	2,646.50	2,920,412,750	2,307.00	2,545,774,500	0.61

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### □. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.25
		建設業	2.16
		食料品	2.97
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.14
		化学	4.91
		医薬品	4.14
		石油・石炭製品	0.55
		ゴム製品	0.62
		ガラス・土石製品	0.63
		鉄鋼	0.89
		非鉄金属	0.80
		金属製品	0.50
		機械	5.33
		電気機器	17.73
		輸送用機器	7.26
		精密機器	2.19
		その他製品	3.14
		電気・ガス業	1.25
陸運業	2.38		
海運業	0.70		
空運業	0.35		
倉庫・運輸関連業	0.14		
情報・通信業	7.62		
卸売業	6.43		

小売業	4.38
銀行業	9.10
証券、商品先物取引業	0.94
保険業	3.30
その他金融業	1.12
不動産業	1.83
サービス業	4.77
小計	99.02
合計	99.02

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	143	円	3,923,563,850	3,826,680,000	0.92

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 《参考情報》

### 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

## 運用実績

当初設定日：2010年4月6日  
作成基準日：2025年2月28日

### 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。  
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2021年1月	0円
2022年1月	0円
2023年1月	0円
2024年1月	0円
2025年1月	0円
設定來 分配金合計額	20円

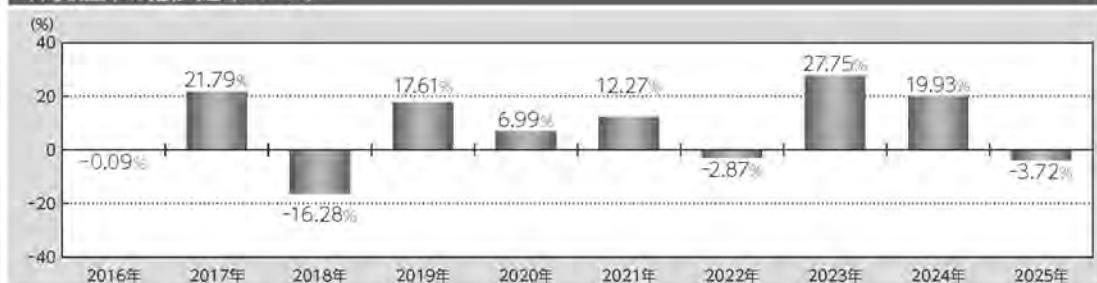
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

銘柄名	国・地域	種類	業種	実質投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	3.7%
ソニーグループ	日本	株式	電気機器	3.3%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	3.1%
日立製作所	日本	株式	電気機器	2.5%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	2.0%
リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	1.8%
任天堂	日本	株式	その他製品	1.8%
キーエンス	日本	株式	電気機器	1.5%
みずほフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	1.4%
東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	1.3%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

### 年間收益率の推移(暦年ベース)



※收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。  
※2025年は年初から作成基準日までの收益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### <申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

#### <申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」(※)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

#### <申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### <申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料をご覧ください。

#### <申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

#### <受付不可日>

ありません。

#### <申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の

増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

## 2 【換金（解約）手続等】

#### <一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

#### <一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ (<https://www.smtam.jp/>) でご覧いただけます。

#### <一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

#### <受付不可日>

ありません。

#### <一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

#### <一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

#### <その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

##### <主要な投資対象資産の評価方法>

###### ①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

###### ②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

国内上場株式

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### <基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(<https://www.smtam.jp/>)でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします。（2010年4月6日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月23日から翌年1月22日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は2010年4月6日から2011年1月24日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計

算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

(1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記(1)①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1) 投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

・受益者の利益のため必要と認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又は

ファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

#### <関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

#### <公告>

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、

売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混載寄託することができるものとします。

#### <投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

### 4 【受益者の権利等】

- (1) 収益分配金に対する請求権
  - ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
  - ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
  - ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
  - ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
  - ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- (2) 償還金に対する請求権
  - ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
  - ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
  - ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
  - ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- (3) 換金（解約）請求権  
受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有しま

す。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期計算期間(2024 年 1 月 23 日から 2025 年 1 月 22 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年4月3日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株式インデックスeの2024年1月23日から2025年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株式インデックスeの2025年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【日本株式インデックス e】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 14 期 (2024 年 1 月 22 日現在)	第 15 期 (2025 年 1 月 22 日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	10,257,037	11,747,195
親投資信託受益証券	4,100,309,603	4,180,214,341
未収入金	1,663,066	32,263,158
未収利息	-	69
<b>流動資産合計</b>	<b>4,112,229,706</b>	<b>4,224,224,763</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,112,229,706</b>	<b>4,224,224,763</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	1,888,007	33,196,863
未払受託者報酬	854,313	932,321
未払委託者報酬	7,048,012	7,691,631
未払利息	5	-
その他未払費用	106,730	116,486
<b>流動負債合計</b>	<b>9,897,067</b>	<b>41,937,301</b>
<b>負債合計</b>	<b>9,897,067</b>	<b>41,937,301</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1,232,220,649	1,146,069,012
<b>剩余金</b>		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	2,870,111,990	3,036,218,450
（分配準備積立金）	1,998,824,771	2,043,127,186
<b>元本等合計</b>	<b>4,102,332,639</b>	<b>4,182,287,462</b>
<b>純資産合計</b>	<b>4,102,332,639</b>	<b>4,182,287,462</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,112,229,706</b>	<b>4,224,224,763</b>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第 14 期 自 2023 年 1 月 24 日 至 2024 年 1 月 22 日	第 15 期 自 2024 年 1 月 23 日 至 2025 年 1 月 22 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	21	10,374
有価証券売買等損益	1,083,852,740	408,811,962
<b>営業収益合計</b>	<b>1,083,852,761</b>	<b>408,822,336</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	2,531	41
受託者報酬	1,617,471	1,883,834
委託者報酬	13,344,008	15,541,629
その他費用	202,066	235,363
<b>営業費用合計</b>	<b>15,166,076</b>	<b>17,660,867</b>
<b>営業利益又は営業損失 (△)</b>	<b>1,068,686,685</b>	<b>391,161,469</b>
<b>経常利益又は経常損失 (△)</b>	<b>1,068,686,685</b>	<b>391,161,469</b>
<b>当期純利益又は当期純損失 (△)</b>	<b>1,068,686,685</b>	<b>391,161,469</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	54,504,115	46,867,278
期首剰余金又は期首次損金 (△)	1,946,300,778	2,870,111,990
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,125,191	274,633,941
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,125,191	274,633,941
剰余金減少額又は欠損金増加額	173,496,549	452,821,672
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	173,496,549	452,821,672
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金 (△)</b>	<b>2,870,111,990</b>	<b>3,036,218,450</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 (2024年1月22日現在)	第15期 (2025年1月22日現在)
1. 計算期間の末における受益権の総数	1,232,220,649口	1,146,069,012口
2. 計算期間の末における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3,3292円 (33,292円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3,6492円 (36,492円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 2023年1月24日 至 2024年1月22日	第15期 自 2024年1月23日 至 2025年1月22日	
分配金の計算過程		
項目	A	84,874,838円
費用控除後の配当等収益額	B	929,307,732円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	C	871,287,219円
収益調整金額	D	984,642,201円
分配準備積立金額	E=A+B+C+D	2,870,111,990円
当ファンドの分配対象収益額	F	1,232,220,649円
当ファンドの期末残存口数	G=E/F×10,000	23,292円
1万口当たり収益分配対象額	H	一円
1万口当たり分配金額	I=F×H/10,000	一円
収益分配金額		

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第15期 自 2024年1月23日 至 2025年1月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第15期 (2025年1月22日現在)
--	------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第14期 自 2023年1月24日 至 2024年1月22日	第15期 自 2024年1月23日 至 2025年1月22日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,304,250,482 円	1,232,220,649 円
期中追加設定元本額	43,716,234 円	107,487,974 円
期中一部解約元本額	115,746,067 円	193,639,611 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 (2024年1月22日現在)	第15期 (2025年1月22日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,040,760,462	369,560,026
合計	1,040,760,462	369,560,026

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	1,251,898,518	4,180,214,341	
	合計	1,251,898,518	4,180,214,341	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

日本株式マザーファンド

貸借対照表

	2025年1月22日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,995,388,290
株式	419,791,226,090
派生商品評価勘定	1,502,800
未収配当金	571,453,511
未収利息	23,682
前払金	34,565,000
差入委託証拠金	255,427,205
流動資産合計	424,649,586,578
資産合計	424,649,586,578
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	36,150,300
未払金	153,300
未払解約金	244,900,628

流動負債合計	281, 204, 228
負債合計	281, 204, 228
純資産の部	
元本等	
元本	127, 089, 799, 419
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	297, 278, 582, 931
元本等合計	424, 368, 382, 350
純資産合計	424, 368, 382, 350
負債純資産合計	424, 649, 586, 578

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2025年1月22日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。  当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2025年1月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	127, 089, 799, 419口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3, 3391円 (33, 391円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2025年1月22日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。</p> <p>運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。</p>
--------------------------	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	2025年1月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2025年1月22日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年1月23日
期首元本額	131,708,805,527円
期中追加設定元本額	13,040,934,484円
期中一部解約元本額	17,659,940,592円
期末元本額	127,089,799,419円
期末元本額の内訳	
日本株式インデックスファンド	556,834,742円
D C 日本株式インデックスファンド	261,265,823円
D C 日本株式インデックスファンドL	52,185,351,639円

DC日本株式インデックスファンドA	621, 974, 221 円
DCバランスファンド30	1, 883, 038, 111 円
DCバランスファンド50	3, 300, 028, 250 円
DCバランスファンド70	2, 368, 205, 155 円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	485, 371, 480 円
日本株式インデックスe	1, 251, 898, 518 円
インデックスコレクション(国内株式)	23, 965, 342, 351 円
インデックスコレクション(バランス株式30)	10, 204, 504, 711 円
インデックスコレクション(バランス株式50)	3, 617, 972, 119 円
インデックスコレクション(バランス株式70)	3, 848, 199, 509 円
私募日本株式パッシブファンド(適格機関投資家専用)	8, 248, 412, 934 円
日本株式パッシブファンド私募A(適格機関投資家専用)	2, 585, 314, 685 円
日本株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	529, 974, 303 円
バランスVA30(適格機関投資家専用)	17, 742, 254 円
バランスVA50(適格機関投資家専用)	260, 244, 695 円
VAバランスファンド(株25/100)(適格機関投資家専用)	35, 834, 073 円
VAバランスファンド(株50/100)(適格機関投資家専用)	92, 918, 015 円
VAバランスファンド(株60/100)(適格機関投資家専用)	23, 997, 196 円
バランスVA25(適格機関投資家専用)	286, 282, 248 円
バランスVA37.5(適格機関投資家専用)	264, 318, 443 円
バランスVA50L(適格機関投資家専用)	4, 733, 219, 681 円
バランスVA75(適格機関投資家専用)	509, 181, 732 円
VAバランスファンド(株40/100)(適格機関投資家専用)	29, 294, 222 円
VAポートフォリオ40(適格機関投資家専用)	719, 084, 952 円
VAポートフォリオ20(適格機関投資家専用)	10, 952, 369 円
バランスVA40(適格機関投資家専用)	91, 993, 231 円
バランスファンドVA(適格機関投資家専用)	1, 205, 227, 093 円
VAバランスファンド2(株40/100)(適格機関投資家専用)	27, 558, 142 円
VAバランス50-50(適格機関投資家専用)	31, 925, 036 円
VAファンド25(適格機関投資家専用)	4, 546, 457 円
バランスファンドVA2(適格機関投資家専用)	301, 066, 386 円
バランスVA25L(適格機関投資家専用)	150, 629, 887 円
バランスファンドVA3(適格機関投資家専用)	2, 252, 059, 277 円
世界バランスVA25(適格機関投資家専用)	44, 696, 637 円
国内バランスVA30(適格機関投資家専用)	14, 221, 521 円
国内バランスVA25(適格機関投資家専用)	5, 010, 738 円
VAバランス20-80(適格機関投資家専用)	62, 102, 877 円
私募日本株式インデックスファンドAL(適格機関投資家専用)	2, 003, 706 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年1月22日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	29, 029, 113, 410
合計	29, 029, 113, 410

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「日本株式マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2025年1月22日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益

			うち1年超	(円)	(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,139,315,000	—	4,104,750,000	△34,565,000
	合計	4,139,315,000	—	4,104,750,000	△34,565,000

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	6,300	3,960.00	24,948,000	
ニッスイ	150,600	849.50	127,934,700	
マルハニチロ	22,300	2,902.50	64,725,750	
雪国まいたけ	12,800	1,104.00	14,131,200	
カネコ種苗	4,300	1,403.00	6,032,900	
サカタのタネ	16,800	3,595.00	60,396,000	
ホクト	12,300	1,808.00	22,238,400	
ホクリヨウ	300	1,280.00	384,000	
住石ホールディングス	16,600	758.00	12,582,800	
日鉄鉱業	6,000	4,600.00	27,600,000	
INPEX	455,200	1,870.00	851,224,000	
石油資源開発	82,600	1,118.00	92,346,800	
K&Oエナジーグループ	6,800	3,355.00	22,814,000	
ショーボンドホールディングス	19,800	4,910.00	97,218,000	
ミライ・ワン	49,300	2,218.00	109,347,400	
タマホーム	9,500	3,120.00	29,640,000	
サンヨーホームズ	300	718.00	215,400	
日本アクリア	800	757.00	605,600	
ファーストコーポレーション	500	850.00	425,000	
ベステラ	400	1,030.00	412,000	
キャンディル	300	572.00	171,600	
ダイセキ環境ソリューション	400	1,234.00	493,600	

第一カッター興業	4,300	1,341.00	5,766,300	
安藤・間	87,300	1,130.00	98,649,000	
東急建設	47,200	722.00	34,078,400	
コムシスホールディングス	53,400	3,172.00	169,384,800	
ビーアールホールディングス	22,100	334.00	7,381,400	
高松コンストラクショングループ	11,200	2,635.00	29,512,000	
東建コーポレーション	3,800	12,050.00	45,790,000	
ソネック	200	838.00	167,600	
ヤマウラ	7,600	1,219.00	9,264,400	
オリエンタル白石	55,800	377.00	21,036,600	
大成建設	95,600	6,300.00	602,280,000	
大林組	347,800	1,996.50	694,382,700	
清水建設	288,000	1,295.00	372,960,000	
長谷工コーポレーション	96,700	2,009.00	194,270,300	
松井建設	9,800	859.00	8,418,200	
錢高組	100	3,915.00	391,500	
鹿島建設	233,600	2,622.50	612,616,000	
不動テトラ	6,600	2,151.00	14,196,600	
大末建設	500	1,620.00	810,000	
鉄建建設	6,900	2,445.00	16,870,500	
西松建設	16,800	5,041.00	84,688,800	
三井住友建設	80,200	419.00	33,603,800	
大豊建設	2,900	3,430.00	9,947,000	
佐田建設	700	976.00	683,200	
ナカノフドー建設	1,000	678.00	678,000	
奥村組	18,600	3,815.00	70,959,000	
東鉄工業	11,600	3,090.00	35,844,000	
イチケン	300	2,545.00	763,500	
富士ピー・エス	600	398.00	238,800	
淺沼組	39,800	634.00	25,233,200	
戸田建設	129,600	912.80	118,298,880	
熊谷組	17,400	3,795.00	66,033,000	
北野建設	200	4,020.00	804,000	
植木組	400	1,606.00	642,400	
矢作建設工業	14,300	1,505.00	21,521,500	
ピーエス・コンストラクション	7,600	1,165.00	8,854,000	

日本ハウスホールディングス	22,500	315.00	7,087,500	
新日本建設	14,800	1,551.00	22,954,800	
東亜道路工業	18,200	1,296.00	23,587,200	
日本道路	10,600	1,806.00	19,143,600	
東亜建設工業	31,800	1,166.00	37,078,800	
日本国土開発	30,000	493.00	14,790,000	
若築建設	3,200	3,580.00	11,456,000	
東洋建設	30,300	1,350.00	40,905,000	
五洋建設	137,900	643.30	88,711,070	
世紀東急工業	13,800	1,493.00	20,603,400	
福田組	4,000	4,865.00	19,460,000	
住友林業	91,100	5,302.00	483,012,200	
日本基礎技術	800	598.00	478,400	
巴コーポレーション	1,300	1,078.00	1,401,400	
大和ハウス工業	317,900	4,665.00	1,483,003,500	
ライト工業	19,900	2,163.00	43,043,700	
積水ハウス	319,600	3,593.00	1,148,322,800	
日特建設	10,100	1,007.00	10,170,700	
北陸電気工事	7,200	1,117.00	8,042,400	
ユアテック	20,300	1,464.00	29,719,200	
日本リーテック	8,200	1,317.00	10,799,400	
四電工	13,200	1,480.00	19,536,000	
中電工	16,300	3,095.00	50,448,500	
関電工	57,700	2,345.50	135,335,350	
きんでん	73,300	3,030.00	222,099,000	
東京エネシス	10,100	1,054.00	10,645,400	
トーエネック	17,500	971.00	16,992,500	
住友電設	8,600	4,605.00	39,603,000	
日本電設工業	19,800	1,930.00	38,214,000	
エクシオグループ	111,600	1,657.50	184,977,000	
新日本空調	13,600	1,870.00	25,432,000	
九電工	22,800	5,235.00	119,358,000	
三機工業	22,000	3,080.00	67,760,000	
日揮ホールディングス	104,300	1,320.50	137,728,150	
中外炉工業	3,400	3,415.00	11,611,000	
ヤマト	1,100	1,330.00	1,463,000	

太平電業	6,700	4,755.00	31,858,500	
高砂熱学工業	25,400	6,064.00	154,025,600	
三晃金属工業	200	4,420.00	884,000	
朝日工業社	9,800	2,200.00	21,560,000	
明星工業	18,100	1,393.00	25,213,300	
大氣社	13,500	4,640.00	62,640,000	
ダイダン	13,800	3,610.00	49,818,000	
日比谷総合設備	7,800	3,680.00	28,704,000	
飛島ホールディングス	10,800	1,602.00	17,301,600	
フィル・カンパニー	2,100	736.00	1,545,600	
テスホールディングス	22,700	264.00	5,992,800	
インフロニア・ホールディングス	110,400	1,158.50	127,898,400	
東洋エンジニアリング	15,500	710.00	11,005,000	
レイズネクスト	15,200	1,520.00	23,104,000	
ニッパン	34,800	2,121.00	73,810,800	
日清製粉グループ本社	110,000	1,757.00	193,270,000	
日東富士製粉	1,900	6,490.00	12,331,000	
昭和産業	8,900	2,688.00	23,923,200	
鳥越製粉	1,000	730.00	730,000	
中部飼料	14,600	1,304.00	19,038,400	
フィード・ワン	15,500	770.00	11,935,000	
東洋精糖	200	1,494.00	298,800	
日本甜菜製糖	5,500	2,342.00	12,881,000	
DM三井製糖ホールディングス	10,500	3,305.00	34,702,500	
塩水港精糖	1,500	316.00	474,000	
ウェルネオシュガー	5,400	2,163.00	11,680,200	
森永製菓	44,200	2,627.50	116,135,500	
中村屋	2,700	3,130.00	8,451,000	
江崎グリコ	30,300	4,585.00	138,925,500	
名糖産業	4,300	1,923.00	8,268,900	
井村屋グループ	6,100	2,440.00	14,884,000	
不二家	7,300	2,500.00	18,250,000	
山崎製パン	70,800	2,820.50	199,691,400	
第一屋製パン	300	653.00	195,900	
モロゾフ	3,400	4,700.00	15,980,000	
亀田製菓	6,200	3,925.00	24,335,000	

寿スピリッツ	62,500	2,209.00	138,062,500	
カルビー	48,400	2,891.00	139,924,400	
森永乳業	40,600	2,787.00	113,152,200	
六甲バター	7,800	1,229.00	9,586,200	
ヤクルト本社	151,200	2,843.50	429,937,200	
明治ホールディングス	136,100	3,080.00	419,188,000	
雪印メグミルク	28,400	2,561.00	72,732,400	
プリマハム	14,200	2,174.00	30,870,800	
日本ハム	45,500	4,903.00	223,086,500	
林兼産業	500	456.00	228,000	
丸大食品	10,600	1,635.00	17,331,000	
S Foods	11,700	2,535.00	29,659,500	
柿安本店	4,100	2,782.00	11,406,200	
伊藤ハム米久ホールディングス	16,200	3,810.00	61,722,000	
サッポロホールディングス	34,800	6,978.00	242,834,400	
アサヒグループホールディングス	794,300	1,617.50	1,284,780,250	
キリンホールディングス	440,600	1,926.50	848,815,900	
シマダヤ	3,100	1,402.00	4,346,200	
宝ホールディングス	71,300	1,354.00	96,540,200	
オエノンホールディングス	34,200	371.00	12,688,200	
養命酒製造	3,500	2,553.00	8,935,500	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	66,300	2,443.50	162,004,050	
ライフドリンク カンパニー	23,100	2,253.00	52,044,300	
サントリー食品インターナショナル	74,500	4,757.00	354,396,500	
ダイドーグループホールディングス	12,000	3,325.00	39,900,000	
伊藤園	35,400	3,432.00	121,492,800	
キーコーヒー	11,800	2,030.00	23,954,000	
ユニカフェ	600	900.00	540,000	
日清オイリオグループ	14,900	4,890.00	72,861,000	
不二製油グループ本社	21,100	3,329.00	70,241,900	
かどや製油	200	3,600.00	720,000	
J一オイルミルズ	12,100	2,011.00	24,333,100	
キッコーマン	350,500	1,617.00	566,758,500	
味の素	244,900	6,240.00	1,528,176,000	
ブルドックソース	5,600	1,737.00	9,727,200	

キユーピー	56,800	3,068.00	174,262,400	
ハウス食品グループ本社	35,600	2,756.00	98,113,600	
カゴメ	45,300	2,853.00	129,240,900	
アリアケジャパン	10,500	5,210.00	54,705,000	
ピエトロ	300	1,744.00	523,200	
エバラ食品工業	2,600	2,839.00	7,381,400	
やまみ	200	3,360.00	672,000	
ニチレイ	43,100	3,902.00	168,176,200	
東洋水産	49,000	10,075.00	493,675,000	
イートアンドホールディングス	5,100	2,106.00	10,740,600	
大冷	300	1,900.00	570,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	4,900	1,050.00	5,145,000	
日清食品ホールディングス	133,700	3,557.00	475,570,900	
一正蒲鉾	700	742.00	519,400	
フジッコ	10,900	1,620.00	17,658,000	
ロック・フィールド	12,900	1,530.00	19,737,000	
日本たばこ産業	642,700	3,893.00	2,502,031,100	
ケンコーマヨネーズ	6,600	1,836.00	12,117,600	
わらべや日洋ホールディングス	7,100	2,039.00	14,476,900	
なとり	6,600	2,120.00	13,992,000	
イフジ産業	200	1,644.00	328,800	
ファーマフーズ	14,000	992.00	13,888,000	
ユーダレナ	65,700	429.00	28,185,300	
紀文食品	9,200	1,059.00	9,742,800	
ピックルスホールディングス	6,200	1,011.00	6,268,200	
ミヨシ油脂	500	1,541.00	770,500	
理研ビタミン	9,100	2,325.00	21,157,500	
片倉工業	9,900	2,006.00	19,859,400	
グンゼ	7,700	5,210.00	40,117,000	
東洋紡	46,600	966.00	45,015,600	
ユニチカ	35,200	151.00	5,315,200	
富士紡ホールディングス	4,300	5,190.00	22,317,000	
倉敷紡績	7,600	5,590.00	42,484,000	
シキボウ	6,600	1,002.00	6,613,200	
日本毛織	27,600	1,346.00	37,149,600	
トーア紡コーポレーション	500	379.00	189,500	

帝国繊維	12,200	2,372.00	28,938,400	
帝人	103,400	1,312.00	135,660,800	
東レ	786,500	1,060.00	833,690,000	
SUMINOE	300	2,130.00	639,000	
日本フエルト	1,200	487.00	584,400	
イチカワ	300	1,645.00	493,500	
日東製綱	200	1,604.00	320,800	
アツギ	900	984.00	885,600	
ダイニック	400	752.00	300,800	
セーレン	20,800	2,718.00	56,534,400	
ソトー	400	695.00	278,000	
東海染工	100	932.00	93,200	
小松マテーレ	15,600	802.00	12,511,200	
ワコールホールディングス	22,300	5,480.00	122,204,000	
ホギメディカル	14,500	4,785.00	69,382,500	
T S I ホールディングス	33,000	1,237.00	40,821,000	
マツオカコーポレーション	300	1,922.00	576,600	
ワールド	15,600	2,481.00	38,703,600	
三陽商会	5,200	3,090.00	16,068,000	
ナイガイ	600	239.00	143,400	
オンワードホールディングス	64,900	605.00	39,264,500	
ルックホールディングス	3,400	2,227.00	7,571,800	
ゴールドワイン	19,100	8,091.00	154,538,100	
キング	600	680.00	408,000	
ヤマトイインターナショナル	1,000	342.00	342,000	
特種東海製紙	5,200	3,550.00	18,460,000	
王子ホールディングス	407,500	609.10	248,208,250	
日本製紙	56,000	890.00	49,840,000	
三菱製紙	1,600	604.00	966,400	
北越コーポレーション	60,400	1,533.00	92,593,200	
中越パルプ工業	500	1,468.00	734,000	
大王製紙	54,300	849.00	46,100,700	
阿波製紙	300	469.00	140,700	
レンゴー	98,000	864.00	84,672,000	
トーモク	6,200	2,257.00	13,993,400	
ザ・パック	8,000	3,500.00	28,000,000	

北の達人コーポレーション	45,300	160.00	7,248,000	
クラレ	143,600	2,311.50	331,931,400	
旭化成	727,900	1,037.50	755,196,250	
共和レザー	800	695.00	556,000	
巴川コーポレーション	400	704.00	281,600	
レゾナック・ホールディングス	96,600	4,045.00	390,747,000	
住友化学	865,400	336.50	291,207,100	
住友精化	5,100	4,585.00	23,383,500	
日産化学	55,400	4,711.00	260,989,400	
ラサ工業	3,800	2,544.00	9,667,200	
クレハ	22,300	2,846.00	63,465,800	
多木化学	4,200	3,325.00	13,965,000	
ティカ	7,800	1,481.00	11,551,800	
石原産業	17,800	1,531.00	27,251,800	
片倉コーポアグリ	500	949.00	474,500	
日本曹達	22,800	2,844.00	64,843,200	
東ソー	143,600	2,066.50	296,749,400	
トクヤマ	34,700	2,614.00	90,705,800	
セントラル硝子	13,600	3,255.00	44,268,000	
東亞合成	51,700	1,442.50	74,577,250	
大阪ソーダ	37,600	1,759.00	66,138,400	
関東電化工業	21,300	953.00	20,298,900	
デンカ	39,100	2,123.00	83,009,300	
信越化学工業	964,900	5,190.00	5,007,831,000	
日本カーバイド工業	5,200	1,805.00	9,386,000	
堺化学工業	7,500	2,561.00	19,207,500	
第一稀元素化学工業	11,800	683.00	8,059,400	
エア・ウォーター	101,500	1,901.50	193,002,250	
日本酸素ホールディングス	104,400	4,353.00	454,453,200	
日本化学工業	3,900	2,323.00	9,059,700	
東邦アセチレン	1,300	365.00	474,500	
日本パーカライジング	47,900	1,248.00	59,779,200	
高圧ガス工業	15,600	820.00	12,792,000	
チタン工業	200	783.00	156,600	
四国化成ホールディングス	12,200	1,903.00	23,216,600	
戸田工業	2,400	1,101.00	2,642,400	

ステラ ケミファ	5,800	4,500.00	26,100,000	
保土谷化学工業	3,400	3,660.00	12,444,000	
日本触媒	68,900	1,880.00	129,532,000	
大日精化工業	7,500	2,849.00	21,367,500	
カネカ	26,500	3,687.00	97,705,500	
三菱瓦斯化学	87,300	2,785.50	243,174,150	
三井化学	96,800	3,375.00	326,700,000	
東京応化工業	51,300	3,835.00	196,735,500	
大阪有機化学工業	9,000	2,853.00	25,677,000	
三菱ケミカルグループ	786,600	790.00	621,414,000	
KHネオケム	19,400	2,073.00	40,216,200	
ダイセル	122,400	1,361.50	166,647,600	
住友ベークライト	33,900	3,916.00	132,752,400	
積水化学工業	214,300	2,445.50	524,070,650	
日本ゼオン	83,000	1,455.00	120,765,000	
アイカ工業	27,200	3,238.00	88,073,600	
U B E	55,500	2,341.00	129,925,500	
積水樹脂	14,800	2,039.00	30,177,200	
旭有機材	7,200	4,275.00	30,780,000	
ニチバン	6,000	1,994.00	11,964,000	
リケンテクノス	20,200	1,005.00	20,301,000	
大倉工業	5,000	3,045.00	15,225,000	
積水化成品工業	15,100	349.00	5,269,900	
群栄化学工業	2,500	2,721.00	6,802,500	
タイガースポリマー	600	725.00	435,000	
ミライアル	400	1,338.00	535,200	
ダイキアクシス	500	663.00	331,500	
ダイキヨーニシカワ	23,700	619.00	14,670,300	
竹本容器	500	824.00	412,000	
森六ホールディングス	5,500	1,970.00	10,835,000	
恵和	7,000	999.00	6,993,000	
日本化薬	75,300	1,280.00	96,384,000	
カーリット	10,600	1,171.00	12,412,600	
日本精化	7,100	2,245.00	15,939,500	
扶桑化学工業	10,000	3,445.00	34,450,000	
トリケミカル研究所	11,700	3,370.00	39,429,000	

ADEKA	37,500	2,923.00	109,612,500	
日油	126,600	2,104.50	266,429,700	
新日本理化	1,800	209.00	376,200	
ハリマ化成グループ	7,700	855.00	6,583,500	
花王	262,000	5,983.00	1,567,546,000	
第一工業製薬	3,900	3,615.00	14,098,500	
石原ケミカル	4,700	2,288.00	10,753,600	
日華化学	500	1,140.00	570,000	
ニイタカ	200	1,980.00	396,000	
三洋化成工業	6,600	3,920.00	25,872,000	
有機合成薬品工業	1,000	266.00	266,000	
大日本塗料	11,900	1,185.00	14,101,500	
日本ペイントホールディングス	476,100	1,016.00	483,717,600	
関西ペイント	90,100	2,102.00	189,390,200	
神東塗料	1,000	137.00	137,000	
中国塗料	22,600	2,367.00	53,494,200	
日本特殊塗料	900	1,290.00	1,161,000	
藤倉化成	12,700	503.00	6,388,100	
太陽ホールディングス	18,800	4,270.00	80,276,000	
D I C	38,200	3,391.00	129,536,200	
サカタインクス	23,900	1,688.00	40,343,200	
a r t i e n c e	19,300	3,135.00	60,505,500	
富士フィルムホールディングス	649,500	3,339.00	2,168,680,500	
資生堂	224,900	2,603.50	585,527,150	
ライオン	137,100	1,670.00	228,957,000	
高砂香料工業	7,300	5,340.00	38,982,000	
マンダム	21,300	1,250.00	26,625,000	
ミルボン	17,300	3,210.00	55,533,000	
コーワ	21,900	6,850.00	150,015,000	
コタ	10,900	1,625.00	17,712,500	
シーボン	200	1,062.00	212,400	
ポーラ・オルビスホールディングス	55,200	1,391.50	76,810,800	
ノエビアホールディングス	9,600	4,570.00	43,872,000	
アジュバンホールディングス	400	815.00	326,000	
新日本製薬	6,100	1,906.00	11,626,600	
I - n e	3,600	1,885.00	6,786,000	

アクシージア	7,100	445.00	3,159,500	
エステー	8,500	1,484.00	12,614,000	
コニシ	31,800	1,248.00	39,686,400	
長谷川香料	20,600	3,070.00	63,242,000	
小林製薬	28,200	5,674.00	160,006,800	
荒川化学工業	9,300	1,078.00	10,025,400	
メック	8,900	3,500.00	31,150,000	
日本高純度化学	2,500	3,210.00	8,025,000	
タカラバイオ	33,900	1,026.00	34,781,400	
J C U	11,900	3,615.00	43,018,500	
新田ゼラチン	800	731.00	584,800	
O A Tアグリオ	4,400	1,930.00	8,492,000	
デクセリアルズ	94,300	2,190.00	206,517,000	
アース製薬	9,800	5,060.00	49,588,000	
北興化学工業	9,600	1,436.00	13,785,600	
大成ラミック	3,100	2,540.00	7,874,000	
クミアイ化学工業	42,800	752.00	32,185,600	
日本農薬	16,500	721.00	11,896,500	
アキレス	6,400	1,422.00	9,100,800	
有沢製作所	16,200	1,453.00	23,538,600	
日東電工	340,700	2,737.50	932,666,250	
レック	13,800	1,182.00	16,311,600	
三光合成	13,600	654.00	8,894,400	
きもと	2,000	286.00	572,000	
Z A C R O S	8,500	3,950.00	33,575,000	
前澤化成工業	7,100	1,665.00	11,821,500	
未来工業	3,900	3,870.00	15,093,000	
ウェーブロックホールディングス	500	680.00	340,000	
J S P	7,700	2,111.00	16,254,700	
エフピコ	23,800	2,749.00	65,426,200	
天馬	9,000	2,776.00	24,984,000	
信越ポリマー	23,200	1,629.00	37,792,800	
東リ	3,100	470.00	1,457,000	
ニフコ	40,300	3,758.00	151,447,400	
バルカー	8,300	3,520.00	29,216,000	
ユニ・チャーム	673,200	1,226.50	825,679,800	

ショーエイコーポレーション	400	567.00	226,800	
協和キリン	126,600	2,287.50	289,597,500	
武田薬品工業	958,600	4,039.00	3,871,785,400	
アステラス製薬	945,000	1,486.00	1,404,270,000	
住友ファーマ	95,900	564.00	54,087,600	
塩野義製薬	357,400	2,232.00	797,716,800	
わかもと製薬	1,400	224.00	313,600	
日本新薬	28,200	3,763.00	106,116,600	
中外製薬	337,200	6,613.00	2,229,903,600	
科研製薬	18,500	4,238.00	78,403,000	
エーザイ	140,600	4,421.00	621,592,600	
ロート製薬	113,800	2,718.00	309,308,400	
小野薬品工業	220,300	1,600.00	352,480,000	
久光製薬	23,900	4,618.00	110,370,200	
持田製薬	13,500	3,320.00	44,820,000	
参天製薬	195,200	1,555.00	303,536,000	
扶桑薬品工業	3,900	2,429.00	9,473,100	
日本ケミファ	300	1,494.00	448,200	
ツムラ	37,000	4,518.00	167,166,000	
キッセイ薬品工業	17,800	3,855.00	68,619,000	
生化学工業	18,700	780.00	14,586,000	
榮研化学	17,000	2,160.00	36,720,000	
鳥居薬品	5,800	4,865.00	28,217,000	
J C R ファーマ	36,500	548.00	20,002,000	
東和薬品	14,500	3,035.00	44,007,500	
富士製薬工業	8,000	1,503.00	12,024,000	
ゼリア新薬工業	17,100	2,223.00	38,013,300	
ネクセラファーマ	50,600	1,001.00	50,650,600	
第一三共	1,016,700	4,477.00	4,551,765,900	
杏林製薬	23,400	1,440.00	33,696,000	
大幸薬品	24,400	313.00	7,637,200	
ダイト	8,000	2,056.00	16,448,000	
大塚ホールディングス	268,900	8,002.00	2,151,737,800	
ペプチドリーム	52,200	2,134.50	111,420,900	
セルソース	7,200	792.00	5,702,400	
あすか製薬ホールディングス	9,800	1,962.00	19,227,600	

サワイグループホールディングス	63,400	2,030.50	128,733,700	
日本コークス工業	109,300	92.00	10,055,600	
ニチレキグループ	11,500	2,397.00	27,565,500	
ユシロ化学工業	5,600	2,095.00	11,732,000	
ビーピー・カストロール	600	847.00	508,200	
富士石油	28,300	320.00	9,056,000	
MORESCO	600	1,298.00	778,800	
出光興産	503,500	1,021.50	514,325,250	
ENEOSホールディングス	1,827,400	783.90	1,432,498,860	
コスモエネルギーホールディングス	35,500	6,811.00	241,790,500	
横浜ゴム	54,500	3,324.00	181,158,000	
TOYO TIRE	61,900	2,486.00	153,883,400	
ブリヂストン	315,400	5,360.00	1,690,544,000	
住友ゴム工業	105,700	1,785.50	188,727,350	
藤倉コンポジット	10,400	1,561.00	16,234,400	
オカモト	5,100	5,260.00	26,826,000	
フコク	5,800	1,742.00	10,103,600	
ニッタ	10,600	3,525.00	37,365,000	
住友理工	20,900	1,562.00	32,645,800	
三ツ星ベルト	15,000	3,895.00	58,425,000	
バンドー化学	16,000	1,847.00	29,552,000	
日東紡績	12,100	6,530.00	79,013,000	
AGC	104,800	4,530.00	474,744,000	
日本板硝子	52,600	375.00	19,725,000	
石塚硝子	200	2,231.00	446,200	
日本山村硝子	500	1,550.00	775,000	
日本電気硝子	40,000	3,401.00	136,040,000	
オハラ	5,100	1,120.00	5,712,000	
住友大阪セメント	18,300	3,315.00	60,664,500	
太平洋セメント	66,500	3,822.00	254,163,000	
日本ヒューム	9,400	1,312.00	12,332,800	
日本コンクリート工業	20,900	364.00	7,607,600	
三谷セキサン	4,500	4,980.00	22,410,000	
アジアパイルホールディングス	15,300	844.00	12,913,200	
東海カーボン	99,400	884.80	87,949,120	
日本カーボン	6,200	4,270.00	26,474,000	

東洋炭素	7,600	4,100.00	31,160,000	
ノリタケ	11,900	3,785.00	45,041,500	
TOTO	78,200	3,739.00	292,389,800	
日本碍子	125,300	1,940.00	243,082,000	
日本特殊陶業	88,000	4,947.00	435,336,000	
MARUWA	4,500	50,150.00	225,675,000	
品川リフラクトリーズ	13,300	1,704.00	22,663,200	
黒崎播磨	7,300	2,441.00	17,819,300	
ヨータイ	5,500	1,657.00	9,113,500	
東京窯業	1,500	416.00	624,000	
ニッカトー	600	492.00	295,200	
フジミインコー ポレーテッド	29,000	2,276.00	66,004,000	
クニミネ工業	400	1,008.00	403,200	
エーアンドエーマテリアル	300	1,228.00	368,400	
ニチアス	27,200	5,117.00	139,182,400	
ニチハ	13,500	2,874.00	38,799,000	
日本製鉄	561,200	3,103.00	1,741,403,600	
神戸製鋼所	222,900	1,590.00	354,411,000	
中山製鋼所	22,800	747.00	17,031,600	
合同製鐵	6,200	3,945.00	24,459,000	
JFEホールディングス	333,900	1,742.00	581,653,800	
東京製鐵	31,000	1,509.00	46,779,000	
共英製鋼	10,800	1,945.00	21,006,000	
大和工業	20,900	7,395.00	154,555,500	
東京鐵鋼	4,900	6,020.00	29,498,000	
大阪製鐵	5,100	2,786.00	14,208,600	
淀川製鋼所	10,200	5,500.00	56,100,000	
中部鋼板	7,300	2,404.00	17,549,200	
丸一鋼管	33,700	3,355.00	113,063,500	
モリ工業	2,200	4,575.00	10,065,000	
大同特殊鋼	69,800	1,194.00	83,341,200	
日本高周波鋼業	500	369.00	184,500	
日本冶金工業	7,500	3,945.00	29,587,500	
山陽特殊製鋼	11,000	1,890.00	20,790,000	
愛知製鋼	6,400	5,280.00	33,792,000	
日本金属	300	617.00	185,100	

大太平洋金属	9,700	1,515.00	14,695,500	
新日本電工	66,200	280.00	18,536,000	
栗本鐵工所	5,100	4,275.00	21,802,500	
虹技	200	1,230.00	246,000	
三菱製鋼	8,200	1,568.00	12,857,600	
日亜鋼業	1,300	300.00	390,000	
日本精線	8,800	1,336.00	11,756,800	
エンビプロ・ホールディングス	10,900	396.00	4,316,400	
シンニッタン	1,600	206.00	329,600	
新家工業	200	5,080.00	1,016,000	
大紀アルミニウム工業所	14,700	1,048.00	15,405,600	
日本軽金属ホールディングス	32,700	1,537.00	50,259,900	
三井金属鉱業	27,800	4,745.00	131,911,000	
三菱マテリアル	79,400	2,455.50	194,966,700	
住友金属鉱山	140,300	3,691.00	517,847,300	
DOWAホールディングス	30,000	4,606.00	138,180,000	
古河機械金属	14,900	1,820.00	27,118,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	19,500	1,926.00	37,557,000	
東邦チタニウム	23,400	1,105.00	25,857,000	
UAC J	15,600	5,100.00	79,560,000	
CKサンエツ	2,800	3,910.00	10,948,000	
古河電気工業	37,000	7,915.00	292,855,000	
住友電気工業	382,900	2,908.00	1,113,473,200	
フジクラ	118,900	6,943.00	825,522,700	
SWCC	14,900	8,100.00	120,690,000	
カナレ電気	500	1,418.00	709,000	
平河ヒューテック	7,400	1,556.00	11,514,400	
リヨービ	12,000	2,313.00	27,756,000	
アーレスティ	2,100	608.00	1,276,800	
AREホールディングス	45,100	1,653.00	74,550,300	
稻葉製作所	6,200	1,706.00	10,577,200	
宮地エンジニアリンググループ	11,400	1,927.00	21,967,800	
トーカロ	32,000	1,792.00	57,344,000	
アルファC o	500	1,181.00	590,500	
SUMCO	211,000	1,208.50	254,993,500	
川田テクノロジーズ	7,100	2,585.00	18,353,500	

R S Technologies	8,500	3,075.00	26,137,500	
ジェイテックコーポレーション	200	1,377.00	275,400	
信和	800	736.00	588,800	
東洋製罐グループホールディングス	70,600	2,300.50	162,415,300	
ホッカントールディングス	5,500	1,622.00	8,921,000	
コロナ	6,200	948.00	5,877,600	
横河ブリッジホールディングス	17,700	2,742.00	48,533,400	
駒井ハルテック	200	1,582.00	316,400	
高田機工	300	1,009.00	302,700	
三和ホールディングス	110,400	4,628.00	510,931,200	
文化シヤッター	29,000	1,846.00	53,534,000	
三協立山	13,900	604.00	8,395,600	
アルインコ	8,500	1,021.00	8,678,500	
東洋シヤッター	300	813.00	243,900	
LIXIL	161,600	1,704.00	275,366,400	
日本ファイルコン	800	502.00	401,600	
ノーリツ	15,600	1,747.00	27,253,200	
長府製作所	12,400	1,914.00	23,733,600	
リンナイ	58,900	3,332.00	196,254,800	
ダイニチ工業	600	652.00	391,200	
日東精工	16,100	587.00	9,450,700	
三洋工業	100	2,841.00	284,100	
岡部	19,800	727.00	14,394,600	
ジーテクト	12,400	1,684.00	20,881,600	
東プレ	19,500	1,915.00	37,342,500	
高周波熱鍊	16,400	989.00	16,219,600	
東京製綱	6,500	1,285.00	8,352,500	
サンコール	10,400	247.00	2,568,800	
モリテック スチール	1,100	173.00	190,300	
パイオラックス	13,700	2,340.00	32,058,000	
エイチワン	11,400	1,026.00	11,696,400	
日本発條	98,000	2,004.50	196,441,000	
中央発條	7,200	1,383.00	9,957,600	
アドバネクス	200	947.00	189,400	
立川ブラインド工業	5,000	1,440.00	7,200,000	
日本ドライケミカル	300	4,195.00	1,258,500	

日本製鋼所	32,900	5,973.00	196,511,700	
三浦工業	50,300	3,829.00	192,598,700	
タクマ	36,700	1,648.00	60,481,600	
ツガミ	23,100	1,568.00	36,220,800	
オークマ	19,000	3,515.00	66,785,000	
芝浦機械	14,300	3,605.00	51,551,500	
アマダ	150,700	1,564.50	235,770,150	
アイダエンジニアリング	24,300	809.00	19,658,700	
F U J I	47,200	2,340.50	110,471,600	
牧野フライス製作所	12,000	11,600.00	139,200,000	
オーエスジー	47,800	1,653.50	79,037,300	
ダイジェット工業	300	715.00	214,500	
旭ダイヤモンド工業	25,600	844.00	21,606,400	
DMG森精機	68,400	2,424.50	165,835,800	
ソディック	28,600	802.00	22,937,200	
ディスコ	52,200	52,140.00	2,721,708,000	
日東工器	4,400	2,328.00	10,243,200	
日進工具	9,100	760.00	6,916,000	
パンチ工業	1,300	396.00	514,800	
富士ダイス	7,300	803.00	5,861,900	
豊和工業	700	1,213.00	849,100	
リケンN P R	12,000	2,470.00	29,640,000	
東洋機械金属	1,100	655.00	720,500	
エンシュウ	400	518.00	207,200	
島精機製作所	17,300	1,053.00	18,216,900	
オptron	17,800	1,748.00	31,114,400	
イワキポンプ	7,200	2,389.00	17,200,800	
フリュー	10,200	1,050.00	10,710,000	
ヤマシンフィルタ	22,900	620.00	14,198,000	
日阪製作所	12,100	1,036.00	12,535,600	
やまびこ	17,700	2,666.00	47,188,200	
野村マイクロ・サイエンス	17,900	2,644.00	47,327,600	
平田機工	5,200	5,600.00	29,120,000	
PEGASUS	12,000	451.00	5,412,000	
マルマエ	4,700	1,751.00	8,229,700	
タツモ	7,800	2,222.00	17,331,600	

ナブテスコ	68,100	2,783.00	189,522,300	
三井海洋開発	13,700	3,350.00	45,895,000	
レオン自動機	11,400	1,482.00	16,894,800	
SMC	32,500	59,230.00	1,924,975,000	
ホソカワミクロン	7,600	4,270.00	32,452,000	
ユニオンツール	4,800	4,925.00	23,640,000	
瑞光	7,000	1,302.00	9,114,000	
オイレス工業	14,700	2,450.00	36,015,000	
日精エー・エス・ビー機械	3,700	5,430.00	20,091,000	
サトーホールディングス	13,500	2,113.00	28,525,500	
技研製作所	10,200	1,547.00	15,779,400	
日本エアーテック	5,100	1,068.00	5,446,800	
カワタ	400	787.00	314,800	
日精樹脂工業	7,700	950.00	7,315,000	
オカダアイヨン	400	1,873.00	749,200	
ワイエイシイホールディングス	10,400	958.00	9,963,200	
小松製作所	534,500	4,464.00	2,386,008,000	
住友重機械工業	64,200	3,186.00	204,541,200	
日立建機	43,200	3,700.00	159,840,000	
日工	16,100	704.00	11,334,400	
巴工業	4,200	3,725.00	15,645,000	
井関農機	10,200	936.00	9,547,200	
TOWA	33,200	1,921.00	63,777,200	
丸山製作所	200	2,066.00	413,200	
北川鉄工所	4,300	1,208.00	5,194,400	
ローツェ	56,700	1,805.00	102,343,500	
タカキタ	500	367.00	183,500	
クボタ	567,200	1,882.50	1,067,754,000	
荏原実業	5,200	3,785.00	19,682,000	
三菱化工機	3,800	3,540.00	13,452,000	
月島ホールディングス	14,700	1,438.00	21,138,600	
帝国電機製作所	7,400	2,738.00	20,261,200	
新東工業	22,400	915.00	20,496,000	
濱谷工業	10,200	3,690.00	37,638,000	
アイチ コーポレーション	15,300	1,398.00	21,389,400	
小森コーポレーション	26,700	1,159.00	30,945,300	

鶴見製作所	8,300	3,355.00	27,846,500	
日本ギア工業	500	504.00	252,000	
酒井重工業	3,800	2,278.00	8,656,400	
荏原製作所	222,700	2,749.00	612,202,300	
西島製作所	9,300	2,296.00	21,352,800	
北越工業	10,900	2,062.00	22,475,800	
ダイキン工業	141,300	18,850.00	2,663,505,000	
オルガノ	16,800	8,790.00	147,672,000	
トヨーカネツ	3,800	3,975.00	15,105,000	
栗田工業	60,700	5,658.00	343,440,600	
椿本チエイン	49,200	1,857.00	91,364,400	
大同工業	500	782.00	391,000	
木村化工機	8,300	847.00	7,030,100	
アネスト岩田	17,200	1,356.00	23,323,200	
ダイフク	183,100	3,248.00	594,708,800	
サムコ	2,600	3,145.00	8,177,000	
加藤製作所	700	1,307.00	914,900	
油研工業	200	2,651.00	530,200	
タダノ	62,400	1,113.00	69,451,200	
フジテック	34,900	5,770.00	201,373,000	
CKD	30,000	2,610.00	78,300,000	
平和	36,100	2,278.00	82,235,800	
理想科学工業	17,400	1,390.00	24,186,000	
SANKYO	125,300	2,050.00	256,865,000	
日本金錢機械	13,100	1,081.00	14,161,100	
マースグループホールディングス	7,300	3,295.00	24,053,500	
フクシマガリレイ	14,600	2,537.00	37,040,200	
オーイズミ	500	337.00	168,500	
ダイコク電機	4,800	2,910.00	13,968,000	
竹内製作所	19,700	5,190.00	102,243,000	
アマノ	30,800	4,035.00	124,278,000	
JUKI	16,800	361.00	6,064,800	
ジャノメ	9,400	987.00	9,277,800	
マックス	13,400	3,805.00	50,987,000	
グローリー	28,400	2,585.50	73,428,200	
新晃工業	32,700	1,255.00	41,038,500	

大和冷機工業	16,600	1,536.00	25,497,600	
セガサミーホールディングス	96,900	2,817.50	273,015,750	
T P R	13,800	2,374.00	32,761,200	
ツバキ・ナカシマ	26,700	480.00	12,816,000	
ホシザキ	69,800	5,916.00	412,936,800	
大豊工業	9,400	631.00	5,931,400	
日本精工	200,900	679.00	136,411,100	
N T N	256,700	250.70	64,354,690	
ジェイテクト	96,500	1,148.50	110,830,250	
不二越	8,000	3,420.00	27,360,000	
日本トムソン	29,500	511.00	15,074,500	
T H K	62,600	3,783.00	236,815,800	
ユーション精機	8,800	695.00	6,116,000	
前澤給装工業	7,800	1,262.00	9,843,600	
イーグル工業	12,000	2,123.00	25,476,000	
前澤工業	800	1,126.00	900,800	
P I L L A R	10,100	4,465.00	45,096,500	
キツツ	36,300	1,140.00	41,382,000	
マキタ	135,000	4,639.00	626,265,000	
三井E & S	55,100	1,608.00	88,600,800	
カナデビア	88,900	995.00	88,455,500	
三菱重工業	1,897,200	2,087.00	3,959,456,400	
I H I	87,000	8,365.00	727,755,000	
スター精密	18,300	1,949.00	35,666,700	
日清紡ホールディングス	81,600	896.50	73,154,400	
イビデン	62,300	5,049.00	314,552,700	
コニカミノルタ	242,500	616.50	149,501,250	
プラザー工業	145,000	2,616.50	379,392,500	
ミネベアミツミ	188,800	2,499.00	471,811,200	
日立製作所	2,793,700	3,929.00	10,976,447,300	
三菱電機	1,103,500	2,646.50	2,920,412,750	
富士電機	66,000	8,395.00	554,070,000	
東洋電機製造	400	1,336.00	534,400	
安川電機	117,800	4,679.00	551,186,200	
シンフォニアテクノロジー	10,800	6,610.00	71,388,000	
明電舎	18,300	4,310.00	78,873,000	

オリジン	300	1,134.00	340,200	
山洋電気	4,700	8,570.00	40,279,000	
デシヨー	8,300	2,675.00	22,202,500	
P H C ホールディングス	20,400	972.00	19,828,800	
KOKUSAI ELECTRIC	75,900	2,366.50	179,617,350	
ソシオネクスト	108,100	2,710.00	292,951,000	
東芝テック	16,200	3,380.00	54,756,000	
芝浦メカトロニクス	7,900	10,040.00	79,316,000	
マブチモーター	47,700	2,162.00	103,127,400	
ニデック	479,100	2,840.00	1,360,644,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	7,200	297.00	2,138,400	
トレックス・セミコンダクター	5,200	1,168.00	6,073,600	
東光高岳	6,000	1,956.00	11,736,000	
ダブル・スコープ	31,800	270.00	8,586,000	
ダイヘン	10,300	7,750.00	79,825,000	
ヤーマン	21,300	703.00	14,973,900	
JVCケンウッド	85,700	1,720.50	147,446,850	
ミマキエンジニアリング	9,100	1,479.00	13,458,900	
大崎電気工業	23,300	754.00	17,568,200	
オムロン	99,400	5,137.00	510,617,800	
日東工業	14,600	2,904.00	42,398,400	
IDEC	16,000	2,577.00	41,232,000	
正興電機製作所	500	1,146.00	573,000	
不二電機工業	400	1,139.00	455,600	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	48,500	2,550.00	123,675,000	
サクサ	300	2,860.00	858,000	
メルコホールディングス	2,500	2,105.00	5,262,500	
テクノメディカ	2,700	1,795.00	4,846,500	
日本電気	153,400	13,055.00	2,002,637,000	
富士通	998,300	2,761.50	2,756,805,450	
沖電気工業	50,200	979.00	49,145,800	
電気興業	4,400	1,701.00	7,484,400	
サンケン電気	11,100	6,090.00	67,599,000	
ナカヨ	400	1,075.00	430,000	
アイホン	6,000	2,676.00	16,056,000	
ルネサスエレクトロニクス	826,600	2,166.50	1,790,828,900	

セイコーホームズ	139,200	2,681.00	373,195,200	
ワコム	76,400	680.00	51,952,000	
アルバック	23,800	6,529.00	155,390,200	
アクセル	5,500	1,296.00	7,128,000	
E I Z O	14,100	2,121.00	29,906,100	
日本信号	24,700	905.00	22,353,500	
京三製作所	23,200	512.00	11,878,400	
能美防災	14,700	3,105.00	45,643,500	
ホーチキ	7,000	2,529.00	17,703,000	
星和電機	800	507.00	405,600	
エレコム	26,000	1,470.00	38,220,000	
パナソニック ホールディングス	1,281,700	1,544.50	1,979,585,650	
シャープ	156,800	911.70	142,954,560	
アンリツ	76,400	1,337.50	102,185,000	
富士通ゼネラル	30,800	2,765.00	85,162,000	
ソニーグループ	3,761,600	3,275.00	12,319,240,000	
T D K	937,100	1,859.50	1,742,537,450	
帝国通信工業	4,800	2,348.00	11,270,400	
タムラ製作所	43,200	585.00	25,272,000	
アルプスアルパイン	88,200	1,557.00	137,327,400	
池上通信機	400	672.00	268,800	
日本電波工業	10,400	859.00	8,933,600	
鈴木	5,900	1,773.00	10,460,700	
マイコー	10,800	9,050.00	97,740,000	
日本トリム	2,500	3,645.00	9,112,500	
フォスター電機	11,000	1,631.00	17,941,000	
SMK	2,600	2,953.00	7,677,800	
ヨコオ	9,700	1,731.00	16,790,700	
ホシデン	27,200	2,145.00	58,344,000	
ヒロセ電機	15,800	18,870.00	298,146,000	
日本航空電子工業	28,200	2,860.00	80,652,000	
TOA	11,000	950.00	10,450,000	
マクセル	22,000	2,006.00	44,132,000	
古野電気	12,900	2,802.00	36,145,800	
スマダコーポレーション	14,800	919.00	13,601,200	
アイコム	4,200	2,752.00	11,558,400	

リオン	4,500	2,439.00	10,975,500	
横河電機	118,700	3,443.00	408,684,100	
新電元工業	4,200	2,470.00	10,374,000	
アズビル	295,600	1,189.50	351,616,200	
東亜ディーケーケー	800	741.00	592,800	
日本光電工業	96,200	2,138.00	205,675,600	
チノー	4,500	2,181.00	9,814,500	
共和電業	1,200	402.00	482,400	
日本電子材料	6,600	2,350.00	15,510,000	
堀場製作所	20,400	9,618.00	196,207,200	
アドバンテスト	338,500	9,819.00	3,323,731,500	
小野測器	800	541.00	432,800	
エスペック	8,800	2,628.00	23,126,400	
キーエンス	107,500	67,720.00	7,279,900,000	
日置電機	5,700	7,510.00	42,807,000	
シスメックス	278,100	2,944.50	818,865,450	
日本マイクロニクス	17,700	4,350.00	76,995,000	
メガチップス	8,300	6,240.00	51,792,000	
OBARA GROUP	6,700	3,865.00	25,895,500	
澤藤電機	300	895.00	268,500	
原田工業	900	507.00	456,300	
コーチェル	11,600	1,059.00	12,284,400	
イリソ電子工業	10,200	2,727.00	27,815,400	
オプテックスグループ	19,800	1,687.00	33,402,600	
千代田インテグレ	3,800	2,947.00	11,198,600	
レーザーテック	49,200	15,710.00	772,932,000	
スタンレー電気	67,300	2,620.50	176,359,650	
ウシオ電機	47,600	2,093.50	99,650,600	
岡谷電機産業	1,600	221.00	353,600	
ヘリオス テクノ ホールディング	1,400	930.00	1,302,000	
エノモト	500	1,411.00	705,500	
日本セラミック	9,900	2,510.00	24,849,000	
遠藤照明	700	1,429.00	1,000,300	
古河電池	8,000	1,385.00	11,080,000	
山一電機	8,800	2,515.00	22,132,000	
図研	9,200	4,580.00	42,136,000	

日本電子	24,900	6,003.00	149,474,700	
カシオ計算機	85,900	1,266.50	108,792,350	
ファナック	519,800	4,687.00	2,436,302,600	
日本シイエムケイ	26,100	449.00	11,718,900	
エンプラス	3,200	5,240.00	16,768,000	
大真空	13,400	653.00	8,750,200	
ローム	194,700	1,520.00	295,944,000	
浜松ホトニクス	172,500	1,893.50	326,628,750	
三井ハイテック	47,700	950.00	45,315,000	
新光電気工業	38,000	5,875.00	223,250,000	
京セラ	667,500	1,628.00	1,086,690,000	
太陽誘電	47,100	2,294.50	108,070,950	
村田製作所	946,600	2,489.00	2,356,087,400	
双葉電子工業	20,800	488.00	10,150,400	
北陸電気工業	500	1,604.00	802,000	
ニチコン	28,300	1,151.00	32,573,300	
日本ケミコン	11,800	935.00	11,033,000	
KOA	16,800	1,010.00	16,968,000	
市光工業	19,700	395.00	7,781,500	
小糸製作所	111,400	2,030.50	226,197,700	
ミツバ	20,100	896.00	18,009,600	
SCREENホールディングス	44,900	11,485.00	515,676,500	
キヤノン電子	10,200	2,482.00	25,316,400	
キヤノン	535,800	4,901.00	2,625,955,800	
リコー	282,900	1,697.00	480,081,300	
象印マホービン	32,200	1,611.00	51,874,200	
MUTOHホールディングス	200	2,830.00	566,000	
東京エレクトロン	227,300	27,490.00	6,248,477,000	
イノテック	7,400	1,422.00	10,522,800	
トヨタ紡織	45,200	2,028.00	91,665,600	
芦森工業	200	2,667.00	533,400	
ユニプレス	19,300	1,093.00	21,094,900	
豊田自動織機	91,600	12,925.00	1,183,930,000	
モリタホールディングス	17,000	2,073.00	35,241,000	
三櫻工業	14,900	731.00	10,891,900	
デンソー	1,052,800	2,181.50	2,296,683,200	

東海理化電機製作所	30,300	2,235.00	67,720,500	
川崎重工業	80,900	6,738.00	545,104,200	
名村造船所	30,700	1,854.00	56,917,800	
日本車輌製造	3,600	2,123.00	7,642,800	
三菱ロジスネクスト	17,200	1,935.00	33,282,000	
近畿車輛	200	1,446.00	289,200	
日産自動車	1,341,900	428.10	574,467,390	
いすゞ自動車	331,800	2,091.00	693,793,800	
トヨタ自動車	5,710,100	2,915.50	16,647,796,550	
日野自動車	161,600	612.10	98,915,360	
三菱自動車工業	419,000	478.80	200,617,200	
エフテック	900	552.00	496,800	
レシップホールディングス	700	482.00	337,400	
GMB	300	1,002.00	300,600	
ファルテック	200	415.00	83,000	
武藏精密工業	26,300	3,950.00	103,885,000	
日産車体	16,300	973.00	15,859,900	
新明和工業	30,900	1,346.00	41,591,400	
極東開発工業	14,500	2,426.00	35,177,000	
トピー工業	8,700	2,027.00	17,634,900	
ティラド	2,400	3,450.00	8,280,000	
曙ブレーキ工業	65,600	112.00	7,347,200	
タチエス	19,800	1,783.00	35,303,400	
NOK	41,700	2,331.00	97,202,700	
フタバ産業	29,500	709.00	20,915,500	
カヤバ	18,200	2,883.00	52,470,600	
大同メタル工業	21,000	497.00	10,437,000	
プレス工業	42,000	556.00	23,352,000	
ミクニ	1,500	321.00	481,500	
太平洋工業	24,600	1,353.00	33,283,800	
アイシン	227,500	1,699.50	386,636,250	
マツダ	329,900	1,025.50	338,312,450	
今仙電機製作所	800	559.00	447,200	
本田技研工業	2,545,100	1,487.50	3,785,836,250	
スズキ	868,100	1,850.50	1,606,419,050	
SUBARU	323,700	2,676.50	866,383,050	

安永	600	462.00	277,200	
ヤマハ発動機	453,500	1,289.50	584,788,250	
T B K	1,400	278.00	389,200	
エクセディ	17,600	4,480.00	78,848,000	
豊田合成	30,800	2,704.50	83,298,600	
愛三工業	18,200	1,850.00	33,670,000	
盟和産業	200	1,264.00	252,800	
日本プラス <i>ト</i>	1,000	346.00	346,000	
ヨロズ	10,300	1,046.00	10,773,800	
エフ・シー・シー	18,800	3,180.00	59,784,000	
シマノ	46,700	20,735.00	968,324,500	
ティ・エス テック	43,700	1,763.00	77,043,100	
ジャムコ	6,500	1,792.00	11,648,000	
リガク・ホールディングス	54,300	941.00	51,096,300	
テルモ	718,500	3,024.00	2,172,744,000	
クリエートメディック	400	912.00	364,800	
日機装	27,800	973.00	27,049,400	
日本エム・ディ・エム	8,500	612.00	5,202,000	
島津製作所	154,600	4,413.00	682,249,800	
J M S	9,900	428.00	4,237,200	
長野計器	7,000	2,289.00	16,023,000	
ブイ・テクノロジー	5,300	2,450.00	12,985,000	
東京計器	7,500	3,150.00	23,625,000	
愛知時計電機	4,800	1,887.00	9,057,600	
インターラクション	6,500	1,129.00	7,338,500	
オーバル	1,200	372.00	446,400	
東京精密	22,000	8,000.00	176,000,000	
マニー	43,000	1,488.00	63,984,000	
ニコン	169,400	1,711.50	289,928,100	
トプコン	61,000	2,872.00	175,192,000	
オリンパス	615,000	2,295.00	1,411,425,000	
理研計器	15,200	3,345.00	50,844,000	
タムロン	14,800	4,200.00	62,160,000	
HO Y A	209,700	21,500.00	4,508,550,000	
シード	1,000	495.00	495,000	
ノーリツ鋼機	10,200	4,910.00	50,082,000	

A&Dホロンホールディングス	13,400	1,944.00	26,049,600	
朝日インテック	130,900	2,636.50	345,117,850	
シチズン時計	98,800	927.00	91,587,600	
リズム	300	3,880.00	1,164,000	
大研医器	1,200	503.00	603,600	
メニコン	37,800	1,420.00	53,676,000	
シンシア	100	480.00	48,000	
松風	9,900	2,118.00	20,968,200	
セイコーグループ	16,600	5,060.00	83,996,000	
ニプロ	89,500	1,446.00	129,417,000	
三井松島ホールディングス	7,300	4,495.00	32,813,500	
KYORITSU	1,800	170.00	306,000	
中本パックス	500	1,775.00	887,500	
パラマウントベッドホールディングス	24,800	2,667.00	66,141,600	
トランザクション	7,100	1,922.00	13,646,200	
粧美堂	300	525.00	157,500	
ニホンフラッシュ	9,100	799.00	7,270,900	
前田工織	19,100	1,889.00	36,079,900	
永大産業	1,800	212.00	381,600	
アートネイチャー	9,900	806.00	7,979,400	
フルヤ金属	10,200	3,385.00	34,527,000	
バンダイナムコホールディングス	291,600	3,500.00	1,020,600,000	
アイフィスジャパン	300	525.00	157,500	
SHOEI	30,200	2,143.00	64,718,600	
フランスペッドホールディングス	14,200	1,247.00	17,707,400	
パイロットコーポレーション	16,800	4,470.00	75,096,000	
萩原工業	7,200	1,471.00	10,591,200	
フジシールインターナショナル	24,200	2,370.00	57,354,000	
タカラトミー	45,100	4,171.00	188,112,100	
広済堂ホールディングス	35,500	502.00	17,821,000	
エステールホールディングス	400	612.00	244,800	
タカノ	400	713.00	285,200	
プロネクサス	10,700	1,318.00	14,102,600	
ホクシン	900	105.00	94,500	
ウッドワン	400	858.00	343,200	
TOPPANホールディングス	140,800	4,429.00	623,603,200	

大日本印刷	222,700	2,264.00	504,192,800	
共同印刷	3,000	4,120.00	12,360,000	
N I S S H A	18,400	1,659.00	30,525,600	
光村印刷	200	1,361.00	272,200	
TAKARA & COMPANY	6,300	3,215.00	20,254,500	
アシックス	396,600	3,580.00	1,419,828,000	
ツツミ	2,100	2,286.00	4,800,600	
ローランド	7,900	3,735.00	29,506,500	
小松ウォール工業	7,900	1,501.00	11,857,900	
ヤマハ	196,300	1,062.50	208,568,750	
河合楽器製作所	3,300	2,977.00	9,824,100	
クリナップ	10,500	642.00	6,741,000	
ビジョン	68,400	1,434.50	98,119,800	
キングジム	9,500	844.00	8,018,000	
リンテック	21,600	2,953.00	63,784,800	
イトーキ	21,400	1,570.00	33,598,000	
任天堂	678,200	9,404.00	6,377,792,800	
三菱鉛筆	14,900	2,226.00	33,167,400	
タカラスタンダード	22,500	1,656.00	37,260,000	
コクヨ	53,700	2,613.00	140,318,100	
ナカバヤシ	11,600	509.00	5,904,400	
グローブライド	9,900	1,897.00	18,780,300	
オカムラ	32,300	1,934.00	62,468,200	
美津濃	10,700	8,650.00	92,555,000	
グリムス	4,800	2,414.00	11,587,200	
東京電力ホールディングス	903,700	423.50	382,716,950	
中部電力	395,800	1,605.50	635,456,900	
関西電力	523,200	1,688.00	883,161,600	
中国電力	186,600	865.30	161,464,980	
北陸電力	109,800	802.60	88,125,480	
東北電力	282,800	1,140.50	322,533,400	
四国電力	100,000	1,228.50	122,850,000	
九州電力	247,600	1,370.00	339,212,000	
北海道電力	112,400	805.00	90,482,000	
沖縄電力	27,400	904.00	24,769,600	
電源開発	80,900	2,438.00	197,234,200	

エフオン	7,800	359.00	2,800,200	
イーレックス	19,600	805.00	15,778,000	
レノバ	29,300	662.00	19,396,600	
東京瓦斯	203,000	4,157.00	843,871,000	
大阪瓦斯	210,900	3,128.00	659,695,200	
東邦瓦斯	42,300	3,935.00	166,450,500	
北海道瓦斯	32,100	540.00	17,334,000	
広島ガス	22,700	360.00	8,172,000	
西部ガスホールディングス	11,200	1,675.00	18,760,000	
静岡ガス	24,500	1,017.00	24,916,500	
メタウォーター	13,200	1,802.00	23,786,400	
S B S ホールディングス	9,600	2,388.00	22,924,800	
東武鉄道	113,200	2,546.00	288,207,200	
相鉄ホールディングス	35,500	2,474.00	87,827,000	
東急	301,200	1,670.50	503,154,600	
京浜急行電鉄	132,900	1,300.00	172,770,000	
小田急電鉄	177,600	1,408.00	250,060,800	
京王電鉄	56,800	3,690.00	209,592,000	
京成電鉄	186,900	1,398.50	261,379,650	
富士急行	13,200	2,208.00	29,145,600	
東日本旅客鉄道	592,400	2,674.00	1,584,077,600	
西日本旅客鉄道	265,000	2,713.50	719,077,500	
東海旅客鉄道	413,700	2,788.00	1,153,395,600	
東京地下鉄	179,500	1,725.00	309,637,500	
西武ホールディングス	116,900	3,086.00	360,753,400	
鴻池運輸	18,300	2,940.00	53,802,000	
西日本鉄道	31,100	2,148.00	66,802,800	
ハマキヨウレックス	36,700	1,307.00	47,966,900	
サカイ引越センター	12,200	2,395.00	29,219,000	
近鉄グループホールディングス	114,900	3,209.00	368,714,100	
阪急阪神ホールディングス	143,000	3,857.00	551,551,000	
南海電気鉄道	47,800	2,423.00	115,819,400	
京阪ホールディングス	59,100	3,179.00	187,878,900	
神戸電鉄	2,900	2,317.00	6,719,300	
名古屋鉄道	118,500	1,671.50	198,072,750	
山陽電気鉄道	8,100	1,983.00	16,062,300	

ヤマトホールディングス	130,300	1,815.50	236,559,650	
山九	25,900	5,412.00	140,170,800	
丸運	700	434.00	303,800	
丸全昭和運輸	6,600	5,720.00	37,752,000	
センコーグループホールディングス	63,100	1,483.00	93,577,300	
トナミホールディングス	2,400	6,280.00	15,072,000	
ニッコンホールディングス	61,000	2,044.00	124,684,000	
日本石油輸送	200	2,800.00	560,000	
福山通運	11,500	3,610.00	41,515,000	
セイノーホールディングス	52,800	2,300.00	121,440,000	
神奈川中央交通	3,000	3,640.00	10,920,000	
A Z - C O M 丸和ホールディングス	33,300	1,109.00	36,929,700	
九州旅客鉄道	82,100	3,649.00	299,582,900	
S G ホールディングス	180,100	1,436.00	258,623,600	
N I P P O N E X P R E S S ホールディングス	115,200	2,436.50	280,684,800	
日本郵船	222,200	4,705.00	1,045,451,000	
商船三井	203,900	5,003.00	1,020,111,700	
川崎汽船	244,100	1,931.00	471,357,100	
N S ユナイテッド海運	6,000	3,905.00	23,430,000	
飯野海運	39,500	1,137.00	44,911,500	
共栄タンカー	300	1,045.00	313,500	
乾汽船	13,100	1,651.00	21,628,100	
日本航空	245,800	2,428.50	596,925,300	
A N A ホールディングス	291,800	2,792.00	814,705,600	
日新	7,300	4,365.00	31,864,500	
三菱倉庫	111,900	1,107.50	123,929,250	
三井倉庫ホールディングス	11,000	7,350.00	80,850,000	
住友倉庫	31,800	2,649.00	84,238,200	
滋澤倉庫	4,900	3,025.00	14,822,500	
東陽倉庫	300	1,434.00	430,200	
日本トランシスティ	21,600	966.00	20,865,600	
ケイヒン	200	2,134.00	426,800	
中央倉庫	5,900	1,466.00	8,649,400	
川西倉庫	400	1,056.00	422,400	
安田倉庫	7,300	1,750.00	12,775,000	

ファイズホールディングス	200	950.00	190,000	
東洋埠頭	300	1,242.00	372,600	
上組	49,500	3,376.00	167,112,000	
サンリツ	300	776.00	232,800	
キムラユニティー	600	1,438.00	862,800	
キューソー流通システム	7,100	2,167.00	15,385,700	
東海運	700	330.00	231,000	
エーアイティー	6,700	1,658.00	11,108,600	
内外トランスライン	4,300	2,565.00	11,029,500	
日本コンセプト	3,900	1,801.00	7,023,900	
クロスキヤット	6,200	1,028.00	6,373,600	
システナ	154,000	345.00	53,130,000	
デジタルアーツ	6,800	5,690.00	38,692,000	
日鉄ソリューションズ	36,800	3,812.00	140,281,600	
キューブシステム	5,700	1,031.00	5,876,700	
コア	4,800	1,862.00	8,937,600	
手間いらす	1,800	2,939.00	5,290,200	
ラクーンホールディングス	8,000	877.00	7,016,000	
ソリトンシステムズ	5,600	1,147.00	6,423,200	
ソフトクリエイトホールディングス	7,700	2,278.00	17,540,600	
T I S	113,900	3,374.00	384,298,600	
テクミラホールディングス	600	310.00	186,000	
グリーホールディングス	36,100	457.00	16,497,700	
GMOペパボ	1,300	1,415.00	1,839,500	
コーニーテクモホールディングス	81,000	1,846.50	149,566,500	
三菱総合研究所	5,300	4,655.00	24,671,500	
電算	100	1,425.00	142,500	
A G S	500	806.00	403,000	
ファインデックス	8,600	886.00	7,619,600	
ブレインパッド	9,000	1,085.00	9,765,000	
K L a b	26,500	142.00	3,763,000	
ポールトゥウィンホールディングス	15,300	439.00	6,716,700	
ネクソン	236,700	2,130.00	504,171,000	
アイスタイル	36,000	435.00	15,660,000	
エムアップホールディングス	13,200	1,474.00	19,456,800	
エイチーム	7,200	976.00	7,027,200	

セルシス	15,300	1,230.00	18,819,000	
エニグモ	12,000	330.00	3,960,000	
テクノスジャパン	1,100	815.00	896,500	
コロプラ	36,600	485.00	17,751,000	
ブロードリーフ	43,300	633.00	27,408,900	
クロス・マーケティンググループ	600	788.00	472,800	
デジタルハーツホールディングス	6,900	810.00	5,589,000	
メディアドゥ	4,900	1,492.00	7,310,800	
じげん	26,900	465.00	12,508,500	
ブイキューブ	14,800	205.00	3,034,000	
エンカレッジ・テクノロジ	300	584.00	175,200	
サイバーリンクス	500	762.00	381,000	
フィックスターズ	10,800	1,712.00	18,489,600	
CARTA HOLDINGS	6,100	1,368.00	8,344,800	
オプティム	11,100	672.00	7,459,200	
セレス	4,900	2,697.00	13,215,300	
S H I F T	108,000	1,368.50	147,798,000	
セック	1,700	4,810.00	8,177,000	
テクマトリックス	23,200	2,209.00	51,248,800	
プロシップ	4,700	1,605.00	7,543,500	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	26,700	3,139.00	83,811,300	
GMOペイメントゲートウェイ	24,600	7,746.00	190,551,600	
ザッパラス	300	350.00	105,000	
システムリサーチ	7,400	1,523.00	11,270,200	
インターネットイニシアティブ	58,900	2,760.00	162,564,000	
さくらインターネット	16,800	4,330.00	72,744,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	3,300	2,321.00	7,659,300	
S R A ホールディングス	5,600	4,140.00	23,184,000	
システムインテグレータ	400	311.00	124,400	
朝日ネット	11,600	641.00	7,435,600	
e B A S E	15,200	615.00	9,348,000	
アバントグループ	13,600	1,919.00	26,098,400	
アドソル日進	4,500	1,910.00	8,595,000	
ODKソリューションズ	400	552.00	220,800	
フリービット	4,700	1,336.00	6,279,200	
コムチュア	14,200	2,111.00	29,976,200	

アステリア	8,400	571.00	4,796,400	
イル	6,000	2,530.00	15,180,000	
マークライズ	6,400	2,170.00	13,888,000	
メディカル・データ・ビジョン	12,900	478.00	6,166,200	
g u m i	17,500	410.00	7,175,000	
ショーケース	300	295.00	88,500	
モバイルファクトリー	300	940.00	282,000	
テラスカイ	4,200	2,605.00	10,941,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,600	2,019.00	11,306,400	
P C I ホールディングス	100	870.00	87,000	
アイビーシー	200	673.00	134,600	
ネオジャパン	2,800	1,659.00	4,645,200	
PR TIMES	2,200	2,122.00	4,668,400	
ラクス	51,000	1,786.00	91,086,000	
ランドコンピュータ	600	668.00	400,800	
ダブルスタンダード	3,400	1,678.00	5,705,200	
オープンドア	6,400	585.00	3,744,000	
アカツキ	5,200	2,817.00	14,648,400	
ベネフィットジャパン	200	1,070.00	214,000	
U b i c o m ホールディングス	3,400	1,291.00	4,389,400	
カナミックネットワーク	13,500	456.00	6,156,000	
ノムラシステムコーポレーション	1,300	124.00	161,200	
チェンジホールディングス	24,300	1,337.00	32,489,100	
シンクロ・フード	800	352.00	281,600	
オークネット	5,000	2,474.00	12,370,000	
キャピタル・アセット・プランニング	200	738.00	147,600	
セグエグループ	1,100	612.00	673,200	
エイトレッド	300	1,509.00	452,700	
マクロミル	21,100	1,254.00	26,459,400	
ビーグリー	200	1,745.00	349,000	
オロ	4,500	2,248.00	10,116,000	
ユーザーローカル	4,600	1,765.00	8,119,000	
テモナ	300	179.00	53,700	
ニーズウェル	1,300	411.00	534,300	
PKSHA Technology	8,700	3,375.00	29,362,500	
マネーフォワード	26,400	4,001.00	105,626,400	

サインポスト	600	404.00	242,400	
Sun Asterisk	7,700	687.00	5,289,900	
プラスアルファ・コンサルティング	13,700	1,767.00	24,207,900	
電算システムホールディングス	4,800	2,335.00	11,208,000	
Appier Group	32,800	1,411.00	46,280,800	
ビジョナル	12,800	7,436.00	95,180,800	
ソルクシーズ	1,000	318.00	318,000	
ハイマックス	3,500	1,370.00	4,795,000	
野村総合研究所	233,500	4,642.00	1,083,907,000	
C E ホールディングス	600	546.00	327,600	
日本システム技術	9,000	1,883.00	16,947,000	
インテージホールディングス	12,200	1,482.00	18,080,400	
東邦システムサイエンス	4,300	1,314.00	5,650,200	
ソースネクスト	50,400	207.00	10,432,800	
シンプレクス・ホールディングス	21,100	2,376.00	50,133,600	
HEROZ	4,200	939.00	3,943,800	
ラクスル	26,100	1,217.00	31,763,700	
メルカリ	52,600	1,753.50	92,234,100	
I P S	3,100	2,480.00	7,688,000	
F I G	1,400	272.00	380,800	
システムサポートホールディングス	4,200	1,760.00	7,392,000	
イーソル	7,200	642.00	4,622,400	
東海ソフト	200	1,480.00	296,000	
ウイングアーク 1 s t	11,200	3,345.00	37,464,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,600	895.00	3,222,000	
サーバーワークス	1,900	2,453.00	4,660,700	
東名	200	2,029.00	405,800	
ヴィッツ	200	1,009.00	201,800	
トビラシステムズ	300	833.00	249,900	
S a n s a n	35,500	2,299.00	81,614,500	
L i n k -U グループ	300	397.00	119,100	
ギフティ	9,500	1,335.00	12,682,500	
メドレー	11,800	3,790.00	44,722,000	
ベース	5,300	2,842.00	15,062,600	
J M D C	13,100	3,963.00	51,915,300	

フォーカスシステムズ	7,200	1,067.00	7,682,400	
クレスコ	17,700	1,150.00	20,355,000	
フジ・メディア・ホールディングス	103,500	1,971.50	204,050,250	
オービック	200,000	4,500.00	900,000,000	
ジャストシステム	15,500	3,345.00	51,847,500	
T D C ソフト	18,200	1,454.00	26,462,800	
L I N E ヤフー	1,723,100	431.60	743,689,960	
トレンドマイクロ	56,600	8,814.00	498,872,400	
I D ホールディングス	7,300	1,684.00	12,293,200	
日本オラクル	20,600	14,545.00	299,627,000	
アルファシステムズ	2,900	3,295.00	9,555,500	
フューチャー	26,800	1,724.00	46,203,200	
C A C H o l d i n g s	6,600	1,709.00	11,279,400	
トーセ	500	653.00	326,500	
オービックビジネスコンサルタント	18,200	6,895.00	125,489,000	
アイティフォー	12,600	1,409.00	17,753,400	
東計電算	3,000	4,125.00	12,375,000	
エックスネット	200	1,446.00	289,200	
大塚商会	122,100	3,359.00	410,133,900	
サイボウズ	14,800	2,554.00	37,799,200	
電通総研	10,500	5,550.00	58,275,000	
A C C E S S	11,200	868.00	9,721,600	
デジタルガレージ	17,200	3,775.00	64,930,000	
E M システムズ	18,000	762.00	13,716,000	
ウェザーニューズ	6,600	3,445.00	22,737,000	
C I J	26,800	467.00	12,515,600	
ビジネスエンジニアリング	2,500	3,580.00	8,950,000	
日本エンタープライズ	1,300	119.00	154,700	
WOWOW	8,100	997.00	8,075,700	
スカラ	10,000	375.00	3,750,000	
インテリジェント ウェイブ	600	1,092.00	655,200	
A N Y C O L O R	14,600	3,115.00	45,479,000	
I M A G I C A G R O U P	10,800	537.00	5,799,600	
システムソフト	37,500	54.00	2,025,000	
アルゴグラフィックス	9,900	4,685.00	46,381,500	
マーベラス	17,900	569.00	10,185,100	

エイベックス	18,800	1,430.00	26,884,000	
B I P R O G Y	36,400	4,471.00	162,744,400	
都築電気	5,800	3,025.00	17,545,000	
T B S ホールディングス	54,200	3,846.00	208,453,200	
日本テレビホールディングス	95,400	2,747.00	262,063,800	
朝日放送グループホールディングス	10,100	618.00	6,241,800	
テレビ朝日ホールディングス	26,200	2,247.00	58,871,400	
スカパーJ S A T ホールディングス	83,700	905.00	75,748,500	
テレビ東京ホールディングス	6,600	3,080.00	20,328,000	
日本B S 放送	400	891.00	356,400	
ビジョン	16,100	1,123.00	18,080,300	
スマートバリュー	400	329.00	131,600	
U-NEXT HOLDINGS	36,300	1,689.00	61,310,700	
ワイヤレスゲート	600	232.00	139,200	
日本通信	86,700	116.00	10,057,200	
クロップス	300	988.00	296,400	
日本電信電話	32,045,200	150.60	4,826,007,120	
KDDI	792,400	4,825.00	3,823,330,000	
ソフトバンク	17,236,900	194.40	3,350,853,360	
光通信	12,400	33,630.00	417,012,000	
エムティーアイ	7,400	1,000.00	7,400,000	
GMOインターネットグループ	35,100	2,673.50	93,839,850	
ファイバーゲート	5,800	876.00	5,080,800	
アイドマーマケティングコミュニケーション	300	234.00	70,200	
KADOKAWA	57,000	3,196.00	182,172,000	
学研ホールディングス	19,700	1,000.00	19,700,000	
ゼンリン	18,400	823.00	15,143,200	
昭文社ホールディングス	500	385.00	192,500	
インプレスホールディングス	1,200	141.00	169,200	
アイネット	6,500	1,555.00	10,107,500	
松竹	6,200	11,240.00	69,688,000	
東宝	67,400	6,708.00	452,119,200	
東映	17,800	5,350.00	95,230,000	
N T T データグループ	281,700	2,917.00	821,718,900	
ピー・シー・エー	6,300	1,954.00	12,310,200	
ビジネスブレイン太田昭和	4,300	2,091.00	8,991,300	

D T S	19,500	4,075.00	79,462,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	54,100	6,160.00	333,256,000	
シーイーシー	13,600	1,830.00	24,888,000	
カプコン	214,100	3,290.00	704,389,000	
アイ・エス・ビー	5,100	1,321.00	6,737,100	
S C S K	88,000	3,256.00	286,528,000	
N S W	4,800	2,792.00	13,401,600	
アイネス	8,400	1,850.00	15,540,000	
T K C	19,200	3,660.00	70,272,000	
富士ソフト	29,900	9,800.00	293,020,000	
N S D	41,500	3,164.00	131,306,000	
コナミグループ	40,300	13,755.00	554,326,500	
福井コンピュータホールディングス	6,800	2,829.00	19,237,200	
J B C C ホールディングス	7,100	4,140.00	29,394,000	
ミロク情報サービス	9,800	1,846.00	18,090,800	
ソフトバンクグループ	531,400	10,230.00	5,436,222,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	19,200	2,581.00	49,555,200	
高千穂交易	4,000	3,835.00	15,340,000	
オルバヘルスケアホールディングス	200	1,998.00	399,600	
伊藤忠食品	2,600	7,090.00	18,434,000	
あらた	17,400	3,075.00	53,505,000	
トーメンデバイス	1,600	6,480.00	10,368,000	
東京エレクトロン デバイス	11,300	3,130.00	35,369,000	
円谷フィールズホールディングス	18,400	1,767.00	32,512,800	
双日	126,500	3,141.00	397,336,500	
アルフレッサ ホールディングス	105,900	2,086.00	220,907,400	
横浜冷凍	28,600	844.00	24,138,400	
ラサ商事	5,100	1,385.00	7,063,500	
アルコニックス	15,300	1,504.00	23,011,200	
神戸物産	87,900	3,425.00	301,057,500	
ハイパー	300	295.00	88,500	
あい ホールディングス	18,200	2,029.00	36,927,800	
ディーブイエックス	300	920.00	276,000	
ダイワボウホールディングス	50,300	2,948.00	148,284,400	
マクニカホールディングス	88,000	1,821.50	160,292,000	
ラクト・ジャパン	4,800	2,968.00	14,246,400	

バイタルケーエスケー・ホールディングス	15,600	1,192.00	18,595,200	
八洲電機	9,200	1,631.00	15,005,200	
メディアホールディングス	6,600	868.00	5,728,800	
レスター	9,700	2,498.00	24,230,600	
ジオリーブグループ	300	1,081.00	324,300	
大光	700	569.00	398,300	
O C H I ホールディングス	300	1,335.00	400,500	
TOKA I ホールディングス	61,700	929.00	57,319,300	
M E R F	400	532.00	212,800	
C o m i n i x	300	895.00	268,500	
三洋貿易	11,700	1,501.00	17,561,700	
ビューティガレージ	3,600	1,405.00	5,058,000	
ワイン・パートナーズ	7,500	1,307.00	9,802,500	
ミタチ産業	400	1,151.00	460,400	
シップヘルスケアホールディングス	44,900	2,142.00	96,175,800	
明治電機工業	4,200	1,416.00	5,947,200	
デリカフーズホールディングス	600	515.00	309,000	
スターティアホールディングス	400	2,183.00	873,200	
コメダホールディングス	28,500	2,685.00	76,522,500	
ピーバンドットコム	200	377.00	75,400	
アセンテック	4,400	896.00	3,942,400	
富士興産	400	1,418.00	567,200	
協栄産業	100	2,327.00	232,700	
フルサト・マルカホールディングス	9,100	2,380.00	21,658,000	
ヤマエグループホールディングス	10,200	1,886.00	19,237,200	
小野建	11,700	1,532.00	17,924,400	
南陽	500	1,168.00	584,000	
佐鳥電機	7,900	1,634.00	12,908,600	
エコートレーディング	300	879.00	263,700	
伯東	6,500	4,330.00	28,145,000	
コンドーテック	8,700	1,306.00	11,362,200	
中山福	1,000	359.00	359,000	
ナガイレーベン	14,400	2,078.00	29,923,200	
三菱食品	10,500	4,850.00	50,925,000	
松田産業	8,600	3,055.00	26,273,000	
第一興商	44,000	1,757.50	77,330,000	

メディパルホールディングス	123,300	2,329.00	287,165,700	
SPK	4,700	2,057.00	9,667,900	
萩原電気ホールディングス	4,900	3,400.00	16,660,000	
アズワン	35,200	2,507.50	88,264,000	
スズデン	4,100	1,895.00	7,769,500	
尾家産業	300	1,980.00	594,000	
シモジマ	7,600	1,298.00	9,864,800	
ドウシシャ	10,500	2,061.00	21,640,500	
小津産業	400	1,708.00	683,200	
高速	6,700	2,400.00	16,080,000	
たけびし	4,400	1,938.00	8,527,200	
リックス	2,100	2,844.00	5,972,400	
丸文	10,100	1,101.00	11,120,100	
ハピネット	8,700	4,205.00	36,583,500	
橋本総業ホールディングス	4,500	1,214.00	5,463,000	
日本ライフライン	30,400	1,369.00	41,617,600	
タカショ一	9,200	418.00	3,845,600	
IDOM	38,600	1,178.00	45,470,800	
進和	6,900	2,829.00	19,520,100	
エスケイジャパン	300	828.00	248,400	
ダイトロン	4,900	2,659.00	13,029,100	
シークス	16,200	1,153.00	18,678,600	
田中商事	400	672.00	268,800	
オーハシテクニカ	5,400	1,950.00	10,530,000	
白銅	3,200	2,374.00	7,596,800	
ダイコー通産	100	1,404.00	140,400	
伊藤忠商事	764,000	7,075.00	5,405,300,000	
丸紅	933,400	2,249.50	2,099,683,300	
高島	900	1,254.00	1,128,600	
長瀬産業	50,800	2,933.00	148,996,400	
蝶理	6,100	3,505.00	21,380,500	
豊田通商	341,300	2,648.00	903,762,400	
三共生興	14,800	601.00	8,894,800	
兼松	47,500	2,518.00	119,605,000	
ツカモトコーポレーション	400	1,063.00	425,200	
三井物産	1,668,800	3,055.00	5,098,184,000	

日本紙パルプ商事	54,300	639.00	34,697,700	
カメイ	12,100	1,774.00	21,465,400	
東都水産	300	5,580.00	1,674,000	
OUGホールディングス	300	2,617.00	785,100	
スターゼン	7,800	2,847.00	22,206,600	
山善	38,300	1,325.00	50,747,500	
椿本興業	6,300	1,938.00	12,209,400	
住友商事	681,100	3,266.00	2,224,472,600	
内田洋行	4,600	6,700.00	30,820,000	
三菱商事	2,099,200	2,452.00	5,147,238,400	
第一実業	10,700	2,619.00	28,023,300	
キヤノンマーケティングジャパン	22,300	4,852.00	108,199,600	
西華産業	4,600	4,365.00	20,079,000	
佐藤商事	7,900	1,393.00	11,004,700	
東京産業	10,600	722.00	7,653,200	
ユアサ商事	9,100	4,300.00	39,130,000	
神鋼商事	2,500	5,970.00	14,925,000	
トルク	900	224.00	201,600	
阪和興業	18,700	4,750.00	88,825,000	
正栄食品工業	7,600	4,005.00	30,438,000	
カナデン	8,500	1,459.00	12,401,500	
RYODEN	9,200	2,385.00	21,942,000	
岩谷産業	112,900	1,720.50	194,244,450	
ナイス	500	1,506.00	753,000	
ニチモウ	400	1,927.00	770,800	
極東貿易	6,800	1,549.00	10,533,200	
アステナホールディングス	21,400	432.00	9,244,800	
三愛オブリ	26,500	1,800.00	47,700,000	
稻畑産業	30,800	3,145.00	96,866,000	
G S I クレオス	6,100	2,140.00	13,054,000	
明和産業	13,700	643.00	8,809,100	
クワザワホールディングス	500	640.00	320,000	
ワキタ	16,700	1,780.00	29,726,000	
東邦ホールディングス	30,700	4,275.00	131,242,500	
サンゲツ	28,500	2,825.00	80,512,500	
ミツウロコグループホールディングス	14,500	1,814.00	26,303,000	

シナネンホールディングス	3,100	6,480.00	20,088,000	
伊藤忠エネクス	28,200	1,574.00	44,386,800	
サンリオ	92,300	5,201.00	480,052,300	
サンワテクノス	5,200	2,308.00	12,001,600	
新光商事	15,300	1,024.00	15,667,200	
トーホー	4,500	2,867.00	12,901,500	
三信電気	4,600	1,910.00	8,786,000	
東陽テクニカ	10,500	1,413.00	14,836,500	
モスフードサービス	16,700	3,445.00	57,531,500	
加賀電子	23,100	2,732.00	63,109,200	
ソーダニッカ	8,100	1,095.00	8,869,500	
立花エレテック	6,800	2,608.00	17,734,400	
フォーバル	4,500	1,316.00	5,922,000	
P A L T A C	17,700	4,218.00	74,658,600	
三谷産業	19,900	319.00	6,348,100	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	200	2,231.00	446,200	
コーナー商事ホールディングス	8,400	618.00	5,191,200	
K P P グループホールディングス	23,500	663.00	15,580,500	
ヤマタネ	4,600	3,515.00	16,169,000	
丸紅建材リース	100	3,030.00	303,000	
泉州電業	7,800	5,140.00	40,092,000	
トラスコ中山	23,900	2,058.00	49,186,200	
オートバックスセブン	39,600	1,460.00	57,816,000	
モリト	9,000	1,550.00	13,950,000	
加藤産業	14,100	4,295.00	60,559,500	
北恵	300	757.00	227,100	
イエローハット	18,500	2,611.00	48,303,500	
J K ホールディングス	8,700	980.00	8,526,000	
日伝	6,600	3,025.00	19,965,000	
北沢産業	900	353.00	317,700	
杉本商事	10,100	1,316.00	13,291,600	
因幡電機産業	31,700	3,664.00	116,148,800	
東テク	11,400	2,440.00	27,816,000	
ミスミグループ本社	171,700	2,317.00	397,828,900	
アルテック	700	201.00	140,700	
タキヒヨー	400	1,500.00	600,000	

蔵王産業	400	2,424.00	969,600	
スズケン	37,500	4,725.00	177,187,500	
ジェコス	6,800	991.00	6,738,800	
インターメスティック	6,500	2,506.00	16,289,000	
サンエー	19,300	2,879.00	55,564,700	
カワチ薬品	9,000	2,621.00	23,589,000	
エービーシー・マート	49,800	3,146.00	156,670,800	
ハードオフコーポレーション	4,600	1,875.00	8,625,000	
アスクル	27,000	1,653.00	44,631,000	
ゲオホールディングス	12,900	1,777.00	22,923,300	
アダストリア	15,700	3,320.00	52,124,000	
くら寿司	13,400	2,700.00	36,180,000	
キャンドゥ	4,100	3,235.00	13,263,500	
I Kホールディングス	1,000	363.00	363,000	
パルグループホールディングス	26,100	3,280.00	85,608,000	
エディオン	49,600	1,766.00	87,593,600	
サーラコーポレーション	24,100	795.00	19,159,500	
ワッツ	900	658.00	592,200	
ハローズ	4,600	3,880.00	17,848,000	
あみやき亭	8,400	1,597.00	13,414,800	
大黒天物産	3,500	8,040.00	28,140,000	
ハニーズホールディングス	10,200	1,675.00	17,085,000	
ファーマライズホールディングス	600	495.00	297,000	
アルペン	9,500	2,083.00	19,788,500	
ハブ	800	764.00	611,200	
クオールホールディングス	14,200	1,424.00	20,220,800	
ジンズホールディングス	8,700	6,520.00	56,724,000	
ビックカメラ	68,100	1,620.00	110,322,000	
DCMホールディングス	59,000	1,409.00	83,131,000	
Monotaro	161,200	2,480.50	399,856,600	
東京一番フーズ	1,000	482.00	482,000	
きちりホールディングス	400	789.00	315,600	
J. フロント リテイリング	130,500	2,000.00	261,000,000	
ドトール・日レスホールディングス	20,200	2,289.00	46,237,800	
マツキヨココカラ&カンパニー	200,500	2,291.00	459,345,500	
プロンコビリー	6,700	3,630.00	24,321,000	

Z O Z O	84,500	4,803.00	405,853,500	
トレジャー・ファクトリー	8,000	1,672.00	13,376,000	
物語コーポレーション	19,600	3,300.00	64,680,000	
三越伊勢丹ホールディングス	172,600	2,501.50	431,758,900	
H a m e e	4,800	1,320.00	6,336,000	
マーケットエンタープライズ	300	1,529.00	458,700	
ウエルシアホールディングス	59,100	2,178.50	128,749,350	
クリエイト S D ホールディングス	16,200	2,779.00	45,019,800	
丸善C H I ホールディングス	2,600	316.00	821,600	
ミサワ	600	681.00	408,600	
ティーライフ	300	1,134.00	340,200	
チムニー	500	1,202.00	601,000	
シュッピン	10,700	1,072.00	11,470,400	
オイシックス・ラ・大地	15,800	1,377.00	21,756,600	
ネクステージ	26,100	1,447.00	37,766,700	
ジョイフル本田	31,600	1,854.00	58,586,400	
エターナルホスピタリティグループ	4,300	2,792.00	12,005,600	
ホットランド	8,800	2,017.00	17,749,600	
すかいらーくホールディングス	155,400	2,289.00	355,710,600	
S F P ホールディングス	5,600	2,098.00	11,748,800	
綿半ホールディングス	9,000	1,628.00	14,652,000	
ヨシックスホールディングス	3,100	2,955.00	9,160,500	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	48,700	756.00	36,817,200	
B E E N O S	7,000	3,970.00	27,790,000	
あさひ	9,600	1,451.00	13,929,600	
日本調剤	7,600	1,367.00	10,389,200	
コスモス薬品	19,300	7,271.00	140,330,300	
トーエル	1,100	779.00	856,900	
セブン&アイ・ホールディングス	1,255,500	2,444.50	3,069,069,750	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	85,500	1,286.00	109,953,000	
ツルハホールディングス	23,900	8,850.00	211,515,000	
サンマルクホールディングス	9,200	2,459.00	22,622,800	
フェリシモ	600	792.00	475,200	
トリドールホールディングス	32,000	3,688.00	118,016,000	
TOKYO BASE	12,900	307.00	3,960,300	

ウイルプラスホールディングス	500	1,000.00	500,000	
J Mホールディングス	8,600	2,414.00	20,760,400	
サツドラホールディングス	800	811.00	648,800	
アレンザホールディングス	8,700	1,092.00	9,500,400	
串カツ田中ホールディングス	3,500	1,300.00	4,550,000	
バロックジャパンリミテッド	9,400	782.00	7,350,800	
クスリのアオキホールディングス	38,100	3,099.00	118,071,900	
力の源ホールディングス	7,500	1,061.00	7,957,500	
FOOD & LIFE COMPANIES	60,700	3,278.00	198,974,600	
メディカルシステムネットワーク	11,600	400.00	4,640,000	
はるやまホールディングス	1,200	582.00	698,400	
ノジマ	37,200	2,144.00	79,756,800	
カッパ・クリエイト	17,900	1,398.00	25,024,200	
良品計画	135,400	3,760.00	509,104,000	
パリミキホールディングス	2,500	296.00	740,000	
アドヴァングループ	9,900	1,017.00	10,068,300	
アルビス	3,800	2,579.00	9,800,200	
コナカ	1,500	224.00	336,000	
ハウス オブ ローゼ	400	1,458.00	583,200	
G-7ホールディングス	12,500	1,362.00	17,025,000	
イオン北海道	28,000	861.00	24,108,000	
コジマ	22,100	980.00	21,658,000	
ヒマラヤ	700	852.00	596,400	
コーナン商事	12,600	3,525.00	44,415,000	
エコス	4,300	2,013.00	8,655,900	
ワタミ	12,300	909.00	11,180,700	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	229,600	4,090.00	939,064,000	
西松屋チェーン	25,300	2,230.00	56,419,000	
ゼンショーホールディングス	64,600	8,389.00	541,929,400	
幸楽苑	8,400	1,033.00	8,677,200	
ハークスレイ	800	666.00	532,800	
サイゼリヤ	16,800	4,800.00	80,640,000	
V Tホールディングス	44,800	499.00	22,355,200	
魚力	4,100	2,420.00	9,922,000	
フジ・コーポレーション	5,300	1,920.00	10,176,000	

ユナイテッドアローズ	12,200	2,606.00	31,793,200	
ハイディ日高	17,300	2,550.00	44,115,000	
京都きもの友禅ホールディングス	3,100	83.00	257,300	
コロワイド	64,100	1,661.00	106,470,100	
壱番屋	45,100	971.00	43,792,100	
P L A N T	400	1,701.00	680,400	
スギホールディングス	61,100	2,585.00	157,943,500	
薬王堂ホールディングス	5,700	1,895.00	10,801,500	
ダブルエー	2,400	1,302.00	3,124,800	
スクロール	17,100	1,051.00	17,972,100	
ヨンドシーホールディングス	10,900	1,892.00	20,622,800	
木曽路	17,300	2,090.00	36,157,000	
S R S ホールディングス	18,900	1,141.00	21,564,900	
千趣会	23,000	228.00	5,244,000	
リテールパートナーズ	17,000	1,259.00	21,403,000	
上新電機	11,300	2,277.00	25,730,100	
日本瓦斯	54,500	2,173.50	118,455,750	
ロイヤルホールディングス	20,000	2,314.00	46,280,000	
チヨダ	11,000	1,378.00	15,158,000	
ライフコーポレーション	11,900	3,510.00	41,769,000	
リンガーハット	14,700	2,216.00	32,575,200	
M r M a x H D	14,600	670.00	9,782,000	
AOKI ホールディングス	24,500	1,286.00	31,507,000	
オークワ	16,800	787.00	13,221,600	
コメリ	15,400	3,130.00	48,202,000	
青山商事	24,400	2,180.00	53,192,000	
しまむら	26,700	8,638.00	230,634,600	
はせがわ	1,400	309.00	432,600	
高島屋	158,000	1,226.00	193,708,000	
松屋	19,300	1,025.00	19,782,500	
エイチ・ツー・オー リテイリング	55,300	2,221.00	122,821,300	
近鉄百貨店	5,100	2,175.00	11,092,500	
丸井グループ	75,400	2,515.00	189,631,000	
アクシアル リテイリング	31,200	880.00	27,456,000	
イオン	420,300	3,602.00	1,513,920,600	
イズミ	17,300	3,010.00	52,073,000	

平和堂	19,000	2,318.00	44,042,000	
フジ	20,900	2,070.00	43,263,000	
ヤオコー	13,500	8,972.00	121,122,000	
ゼビオホールディングス	15,600	1,245.00	19,422,000	
ケーズホールディングス	76,500	1,403.00	107,329,500	
Olympicグループ	1,200	461.00	553,200	
日産東京販売ホールディングス	2,400	496.00	1,190,400	
シルバーライフ	3,300	686.00	2,263,800	
Genky Drug Stores	10,000	3,025.00	30,250,000	
ナルミヤ・インターナショナル	400	1,317.00	526,800	
ブックオフグループホールディングス	8,400	1,310.00	11,004,000	
ギフトホールディングス	5,700	3,300.00	18,810,000	
AINホールディングス	15,700	4,526.00	71,058,200	
Genki Global Dining	6,500	3,275.00	21,287,500	
ヤマダホールディングス	350,000	442.50	154,875,000	
アークランズ	33,900	1,692.00	57,358,800	
ニトリホールディングス	41,400	18,870.00	781,218,000	
グルメ杵屋	9,400	1,048.00	9,851,200	
愛眼	900	144.00	129,600	
ケーユーホールディングス	5,700	1,133.00	6,458,100	
吉野家ホールディングス	44,500	2,969.50	132,142,750	
松屋フーズホールディングス	5,400	6,080.00	32,832,000	
サガミホールディングス	17,600	1,705.00	30,008,000	
王将フードサービス	22,500	2,953.00	66,442,500	
ミニストップ	8,500	1,673.00	14,220,500	
アーツ	19,200	2,621.00	50,323,200	
パローホールディングス	21,800	2,133.00	46,499,400	
ベルク	5,700	6,330.00	36,081,000	
大庄	6,600	1,101.00	7,266,600	
ファーストリテイリング	63,900	49,100.00	3,137,490,000	
サンドラッグ	38,400	4,092.00	157,132,800	
サックスバー ホールディングス	10,100	905.00	9,140,500	
ヤマザワ	500	1,164.00	582,000	
やまや	300	2,819.00	845,700	
ベルーナ	27,600	803.00	22,162,800	
いよぎんホールディングス	138,500	1,597.00	221,184,500	

しづおかフィナンシャルグループ	233,000	1,341.00	312,453,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	89,100	1,595.00	142,114,500	
楽天銀行	49,100	4,404.00	216,236,400	
京都フィナンシャルグループ	133,200	2,282.50	304,029,000	
島根銀行	300	511.00	153,300	
じもとホールディングス	1,100	347.00	381,700	
めぶきフィナンシャルグループ	531,100	651.00	345,746,100	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	13,500	4,580.00	61,830,000	
九州フィナンシャルグループ	186,100	760.00	141,436,000	
ゆうちょ銀行	871,900	1,537.50	1,340,546,250	
富山第一銀行	33,600	1,040.00	34,944,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	562,800	870.90	490,142,520	
西日本フィナンシャルホールディングス	65,100	1,999.00	130,134,900	
三十三フィナンシャルグループ	9,500	2,285.00	21,707,500	
第四北越フィナンシャルグループ	33,200	2,891.00	95,981,200	
ひろぎんホールディングス	148,800	1,164.00	173,203,200	
おきなわフィナンシャルグループ	8,300	2,524.00	20,949,200	
十六フィナンシャルグループ	14,000	4,360.00	61,040,000	
北國フィナンシャルホールディングス	10,300	5,150.00	53,045,000	
プロクレアホールディングス	12,100	1,701.00	20,582,100	
あいちフィナンシャルグループ	19,700	2,529.00	49,821,300	
あおぞら銀行	73,000	2,388.50	174,360,500	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,789,000	1,906.50	12,943,228,500	
りそなホールディングス	1,306,600	1,116.50	1,458,818,900	
三井住友トラストグループ	376,300	3,700.00	1,392,310,000	
三井住友フィナンシャルグループ	2,207,000	3,776.00	8,333,632,000	
千葉銀行	327,600	1,256.00	411,465,600	
群馬銀行	188,200	1,058.00	199,115,600	
武蔵野銀行	15,100	3,035.00	45,828,500	
千葉興業銀行	25,000	1,478.00	36,950,000	
筑波銀行	46,400	260.00	12,064,000	
七十七銀行	33,900	4,390.00	148,821,000	
秋田銀行	7,100	2,220.00	15,762,000	
山形銀行	11,700	1,008.00	11,793,600	
岩手銀行	6,700	2,853.00	19,115,100	
東邦銀行	85,600	298.00	25,508,800	

東北銀行	600	1, 137. 00	682, 200	
ふくおかフィナンシャルグループ	92, 100	4, 052. 00	373, 189, 200	
スルガ銀行	71, 300	1, 165. 00	83, 064, 500	
八十二銀行	247, 600	990. 10	245, 148, 760	
山梨中央銀行	11, 900	2, 140. 00	25, 466, 000	
大垣共立銀行	20, 200	1, 909. 00	38, 561, 800	
福井銀行	9, 500	1, 856. 00	17, 632, 000	
清水銀行	4, 200	1, 453. 00	6, 102, 600	
富山銀行	200	1, 548. 00	309, 600	
滋賀銀行	16, 000	4, 125. 00	66, 000, 000	
南都銀行	15, 900	3, 235. 00	51, 436, 500	
百五銀行	99, 500	653. 00	64, 973, 500	
紀陽銀行	37, 800	2, 176. 00	82, 252, 800	
ほくほくフィナンシャルグループ	59, 500	1, 946. 00	115, 787, 000	
山陰合同銀行	66, 200	1, 257. 00	83, 213, 400	
鳥取銀行	400	1, 263. 00	505, 200	
百十四銀行	10, 400	3, 305. 00	34, 372, 000	
四国銀行	15, 500	1, 150. 00	17, 825, 000	
阿波銀行	14, 800	2, 700. 00	39, 960, 000	
大分銀行	6, 400	3, 075. 00	19, 680, 000	
宮崎銀行	6, 500	3, 070. 00	19, 955, 000	
佐賀銀行	6, 200	2, 226. 00	13, 801, 200	
琉球銀行	23, 000	1, 106. 00	25, 438, 000	
セブン銀行	379, 000	307. 80	116, 656, 200	
みずほフィナンシャルグループ	1, 428, 000	3, 949. 00	5, 639, 172, 000	
高知銀行	400	818. 00	327, 200	
山口フィナンシャルグループ	103, 700	1, 632. 50	169, 290, 250	
名古屋銀行	6, 600	6, 810. 00	44, 946, 000	
北洋銀行	144, 300	467. 00	67, 388, 100	
大光銀行	400	1, 450. 00	580, 000	
愛媛銀行	14, 600	1, 107. 00	16, 162, 200	
トマト銀行	500	1, 212. 00	606, 000	
京葉銀行	44, 500	774. 00	34, 443, 000	
栃木銀行	48, 400	286. 00	13, 842, 400	
北日本銀行	3, 500	2, 886. 00	10, 101, 000	
東和銀行	19, 400	637. 00	12, 357, 800	

福島銀行	1,300	220.00	286,000	
大東銀行	600	742.00	445,200	
トモニホールディングス	101,100	437.00	44,180,700	
フィデアホールディングス	10,900	1,469.00	16,012,100	
池田泉州ホールディングス	146,700	399.00	58,533,300	
F P G	37,700	2,733.00	103,034,100	
ジャパンインベストメントアドバイザー	17,200	1,231.00	21,173,200	
マーキュリアホールディングス	500	744.00	372,000	
S B I ホールディングス	170,300	4,049.00	689,544,700	
ジャフコ グループ	31,500	2,170.50	68,370,750	
大和証券グループ本社	756,500	1,027.50	777,303,750	
野村ホールディングス	1,779,100	965.70	1,718,076,870	
岡三証券グループ	83,600	628.00	52,500,800	
丸三証券	35,200	1,025.00	36,080,000	
東洋証券	28,800	542.00	15,609,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	125,600	487.00	61,167,200	
光世証券	300	414.00	124,200	
水戸証券	29,100	559.00	16,266,900	
いちよし証券	20,300	888.00	18,026,400	
松井証券	72,900	805.00	58,684,500	
マネックスグループ	103,600	915.00	94,794,000	
極東証券	13,200	1,597.00	21,080,400	
岩井コスモホールディングス	12,100	2,248.00	27,200,800	
アイザワ証券グループ	15,300	1,655.00	25,321,500	
スパークス・グループ	11,800	1,464.00	17,275,200	
かんぽ生命保険	123,100	2,883.50	354,958,850	
F P パートナー	4,600	2,277.00	10,474,200	
S O M P O ホールディングス	517,200	4,163.00	2,153,103,600	
アニコム ホールディングス	35,900	653.00	23,442,700	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	775,300	3,194.00	2,476,308,200	
第一生命ホールディングス	497,500	4,069.00	2,024,327,500	
東京海上ホールディングス	1,032,900	5,165.00	5,334,928,500	
T & D ホールディングス	284,100	2,830.50	804,145,050	
アドバンスクリエイト	7,700	506.00	3,896,200	
N E X Y Z . G r o u p	900	837.00	753,300	

全国保証	27,700	5,350.00	148,195,000	
あんしん保証	2,700	148.00	399,600	
イントラスト	900	812.00	730,800	
日本モーゲージサービス	1,600	439.00	702,400	
C a s a	900	846.00	761,400	
S B I アルヒ	10,900	810.00	8,829,000	
プレミアグループ	18,000	2,559.00	46,062,000	
ネットプロテクションズホールディングス	36,300	477.00	17,315,100	
クレディセゾン	67,100	3,673.00	246,458,300	
芙蓉総合リース	9,800	11,175.00	109,515,000	
みずほリース	79,800	1,006.00	80,278,800	
東京センチュリー	79,300	1,494.00	118,474,200	
日本証券金融	39,100	1,993.00	77,926,300	
アイフル	176,400	320.00	56,448,000	
リコーリース	10,100	5,010.00	50,601,000	
イオンフィナンシャルサービス	61,000	1,221.50	74,511,500	
アコム	252,700	367.00	92,740,900	
ジャックス	12,800	3,740.00	47,872,000	
オリエントコーポレーション	35,000	799.00	27,965,000	
オリックス	634,600	3,310.00	2,100,526,000	
三菱H C キャピタル	530,700	1,016.50	539,456,550	
九州リースサービス	800	1,023.00	818,400	
日本取引所グループ	629,600	1,673.50	1,053,635,600	
イー・ギャランティ	17,500	1,745.00	30,537,500	
アサックス	1,000	695.00	695,000	
NECキャピタルソリューション	5,300	3,810.00	20,193,000	
r o b o t h o m e	31,400	130.00	4,082,000	
大東建託	36,000	16,600.00	597,600,000	
いちご	90,200	343.00	30,938,600	
日本駐車場開発	127,300	208.00	26,478,400	
スター・マイカ・ホールディングス	11,400	800.00	9,120,000	
S R E ホールディングス	4,000	3,115.00	12,460,000	
ADワークスグループ	3,000	204.00	612,000	
ヒューリック	247,000	1,353.50	334,314,500	
野村不動産ホールディングス	66,400	3,951.00	262,346,400	
三重交通グループホールディングス	23,200	480.00	11,136,000	

ディア・ライフ	18,400	989.00	18,197,600	
地主	9,500	2,223.00	21,118,500	
プレサンスコーポレーション	14,200	2,392.00	33,966,400	
ハウスコム	400	1,318.00	527,200	
J P M C	6,400	1,105.00	7,072,000	
サンセイランディック	700	959.00	671,300	
フージャースホールディングス	16,300	1,025.00	16,707,500	
オープンハウスグループ	38,800	5,050.00	195,940,000	
東急不動産ホールディングス	318,400	960.30	305,759,520	
飯田グループホールディングス	101,500	2,243.00	227,664,500	
イーグラント	400	1,417.00	566,800	
ムゲンエステート	1,000	1,718.00	1,718,000	
A n d D o ホールディングス	6,400	1,213.00	7,763,200	
シーアールイー	5,000	1,263.00	6,315,000	
ケイアイスター不動産	5,300	4,095.00	21,703,500	
グッドコムアセット	8,900	887.00	7,894,300	
ジェイ・エス・ビー	4,500	2,850.00	12,825,000	
ロードスターキャピタル	6,200	2,542.00	15,760,400	
イノベーションホールディングス	800	948.00	758,400	
フェイスネットワーク	500	1,716.00	858,000	
霞ヶ関キャピタル	4,400	14,650.00	64,460,000	
パーク24	82,600	2,037.00	168,256,200	
パラカ	3,500	1,822.00	6,377,000	
三井不動産	1,453,700	1,290.50	1,875,999,850	
三菱地所	603,300	2,162.50	1,304,636,250	
平和不動産	17,200	4,460.00	76,712,000	
東京建物	92,500	2,351.00	217,467,500	
京阪神ビルディング	18,000	1,546.00	27,828,000	
住友不動産	172,200	4,908.00	845,157,600	
テーオーシー	19,300	670.00	12,931,000	
レオパレス21	92,600	549.00	50,837,400	
スタートコーポレーション	17,400	3,635.00	63,249,000	
フジ住宅	13,700	733.00	10,042,100	
空港施設	15,400	574.00	8,839,600	
明和地所	8,000	987.00	7,896,000	
ゴールドクロスト	7,300	2,834.00	20,688,200	

エスリード	5,000	4,510.00	22,550,000	
日神グループホールディングス	17,600	520.00	9,152,000	
日本エスコン	27,700	980.00	27,146,000	
MIRARTHホールディングス	56,300	512.00	28,825,600	
AVANTIA	1,000	776.00	776,000	
イオンモール	64,100	1,943.00	124,546,300	
毎日コムネット	1,000	717.00	717,000	
ファースト住建	800	991.00	792,800	
カチタス	28,600	2,182.00	62,405,200	
トーセイ	17,700	2,327.00	41,187,900	
穴吹興産	500	1,990.00	995,000	
サンフロンティア不動産	16,200	1,862.00	30,164,400	
FJネクストホールディングス	11,400	1,133.00	12,916,200	
インテリックス	300	821.00	246,300	
ランドビジネス	400	193.00	77,200	
サンネクスタグループ	900	1,012.00	910,800	
グランディハウス	10,400	571.00	5,938,400	
日本空港ビルデング	37,500	4,825.00	180,937,500	
明豊ファシリティワークス	800	916.00	732,800	
LIFULL	27,600	195.00	5,382,000	
MIXI	20,800	2,938.00	61,110,400	
ジェイエイシーリクルートメント	40,000	681.00	27,240,000	
日本M&Aセンターホールディングス	162,600	659.00	107,153,400	
メンバーズ	4,000	970.00	3,880,000	
中広	400	434.00	173,600	
UTグループ	14,400	2,147.00	30,916,800	
アイティメディア	4,400	1,566.00	6,890,400	
ケアネット	22,700	544.00	12,348,800	
E・Jホールディングス	6,500	1,599.00	10,393,500	
オープンアップグループ	33,200	1,814.00	60,224,800	
コシダカホールディングス	33,100	1,042.00	34,490,200	
アルトナー	600	1,920.00	1,152,000	
パソナグループ	13,400	2,000.00	26,800,000	
CDS	600	1,772.00	1,063,200	
リンクアンドモチベーション	27,300	542.00	14,796,600	
エス・エム・エス	42,300	1,623.00	68,652,900	

サニーサイドアップグループ	600	546.00	327,600	
パーソルホールディングス	1,030,800	229.70	236,774,760	
リニカル	1,200	355.00	426,000	
クックパッド	30,800	146.00	4,496,800	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	1,000	777.00	777,000	
学情	5,700	2,173.00	12,386,100	
スタジオアリス	5,600	2,100.00	11,760,000	
エプコ	500	733.00	366,500	
N J S	2,800	3,300.00	9,240,000	
綜合警備保障	184,500	1,040.00	191,880,000	
カカクコム	79,700	2,327.00	185,461,900	
アイロムグループ	4,500	2,789.00	12,550,500	
セントケア・ホールディング	7,200	734.00	5,284,800	
サイネックス	400	770.00	308,000	
ルネサンス	8,700	1,013.00	8,813,100	
ディップ	19,400	2,325.00	45,105,000	
デジタルホールディングス	5,700	1,295.00	7,381,500	
新日本科学	10,400	1,674.00	17,409,600	
キャリアデザインセンター	300	1,787.00	536,100	
エムスリー	218,300	1,457.00	318,063,100	
ツカダ・グローバルホールディング	1,000	433.00	433,000	
ウェルネット	1,200	796.00	955,200	
ワールドホールディングス	4,400	1,955.00	8,602,000	
ディー・エヌ・エー	44,200	2,631.50	116,312,300	
博報堂D Y ホールディングス	125,300	1,163.00	145,723,900	
ぐるなび	20,900	271.00	5,663,900	
タカミヤ	15,200	409.00	6,216,800	
ファンコミュニケーションズ	15,700	407.00	6,389,900	
ライク	4,200	1,437.00	6,035,400	
A o b a - B B T	800	320.00	256,000	
エスプール	35,200	283.00	9,961,600	
W D B ホールディングス	5,700	1,660.00	9,462,000	
ティア	1,000	432.00	432,000	
アドウェイズ	13,800	294.00	4,057,200	
バリューコマース	9,800	1,168.00	11,446,400	
インフォマート	104,500	298.00	31,141,000	

J P ホールディングス	28,400	640.00	18,176,000	
エコナックホールディングス	2,000	128.00	256,000	
C L ホールディングス	2,700	679.00	1,833,300	
プレステージ・インターナショナル	51,800	643.00	33,307,400	
プロトコードレーション	11,900	1,242.00	14,779,800	
アミューズ	6,800	1,462.00	9,941,600	
ドリームインキュベータ	2,700	3,395.00	9,166,500	
クイック	7,700	2,111.00	16,254,700	
T A C	1,000	203.00	203,000	
電通グループ	119,400	3,604.00	430,317,600	
ティクアンドギヴ・ニーズ	5,400	899.00	4,854,600	
イオンファンタジー	4,100	2,694.00	11,045,400	
シーティーエス	13,900	819.00	11,384,100	
H. U. グループホールディングス	32,400	2,554.00	82,749,600	
アルプス技研	9,600	2,404.00	23,078,400	
日本空調サービス	12,000	1,047.00	12,564,000	
オリエンタルランド	657,400	3,337.00	2,193,743,800	
ダスキン	24,100	3,613.00	87,073,300	
明光ネットワークジャパン	13,500	738.00	9,963,000	
ファルコホールディングス	4,600	2,323.00	10,685,800	
ラウンドワン	104,300	1,302.00	135,798,600	
リゾートトラスト	43,600	3,068.00	133,764,800	
ビー・エム・エル	13,600	2,793.00	37,984,800	
リゾー教育	58,000	297.00	17,226,000	
早稲田アカデミー	6,200	1,872.00	11,606,400	
ユー・エス・エス	227,200	1,360.00	308,992,000	
東京個別指導学院	13,300	333.00	4,428,900	
サイバーエージェント	244,200	1,095.50	267,521,100	
楽天グループ	777,900	924.70	719,324,130	
クリーク・アンド・リバー社	5,600	1,671.00	9,357,600	
S B I グローバルアセットマネジメント	21,800	674.00	14,693,200	
テー・オー・ダブリュー	21,900	309.00	6,767,100	
山田コンサルティンググループ	5,000	1,836.00	9,180,000	
セントラルスポーツ	4,200	2,378.00	9,987,600	
フルキャストホールディングス	9,100	1,519.00	13,822,900	
エン・ジャパン	18,000	1,973.00	35,514,000	

リソルホールディングス	200	5,220.00	1,044,000	
テクノプロ・ホールディングス	64,100	2,915.50	186,883,550	
アトラグループ	600	127.00	76,200	
アイ・アールジャパンホールディングス	5,800	727.00	4,216,600	
K e e P e r 技研	6,800	4,530.00	30,804,000	
楽待	500	680.00	340,000	
三機サービス	300	1,005.00	301,500	
G u n o s y	8,900	631.00	5,615,900	
デザインワン・ジャパン	1,200	111.00	133,200	
イー・ガーディアン	5,300	1,853.00	9,820,900	
リブセンス	1,300	136.00	176,800	
ジャパンマテリアル	33,800	1,767.00	59,724,600	
ベクトル	13,600	1,039.00	14,130,400	
ウチヤマホールディングス	900	303.00	272,700	
チャーム・ケア・コーポレーション	9,300	1,264.00	11,755,200	
キャリアリンク	4,100	2,409.00	9,876,900	
I B J	8,600	633.00	5,443,800	
アサンテ	5,500	1,646.00	9,053,000	
バリューHR	10,000	1,526.00	15,260,000	
M&Aキャピタルパートナーズ	9,000	2,485.00	22,365,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	4,500	1,002.00	4,509,000	
E R I ホールディングス	400	2,091.00	836,400	
アビスト	200	3,060.00	612,000	
シグマクシス・ホールディングス	29,400	883.00	25,960,200	
ウィルグループ	9,300	1,002.00	9,318,600	
エスクロー・エージェント・ジャパン	2,200	143.00	314,600	
メドピア	9,000	451.00	4,059,000	
レアジョブ	500	349.00	174,500	
リクルートホールディングス	861,500	10,765.00	9,274,047,500	
エラン	14,700	750.00	11,025,000	
土木管理総合試験所	900	301.00	270,900	
日本郵政	1,236,800	1,537.00	1,900,961,600	
ベルシステム24ホールディングス	11,900	1,230.00	14,637,000	
鎌倉新書	9,600	552.00	5,299,200	
SMN	600	396.00	237,600	
グローバルキッズCOMPANY	400	702.00	280,800	

エアトリ	8,200	1,107.00	9,077,400	
アトラエ	7,800	765.00	5,967,000	
ストライク	5,500	3,585.00	19,717,500	
ソラスト	30,600	476.00	14,565,600	
セラク	3,400	1,663.00	5,654,200	
インソース	24,100	1,077.00	25,955,700	
ベイカレント	81,200	5,914.00	480,216,800	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	2,500	752.00	1,880,000	
アイモバイル	14,200	481.00	6,830,200	
ディスラプターズ	1,100	148.00	162,800	
M S - J a p a n	5,200	1,061.00	5,517,200	
船場	300	1,316.00	394,800	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	43,000	2,939.00	126,377,000	
フルテック	500	1,095.00	547,500	
G a m e W i t h	900	203.00	182,700	
M S & C o n s u l t i n g	300	398.00	119,400	
エル・ティー・エス	1,500	2,645.00	3,967,500	
ミダックホールディングス	6,700	1,590.00	10,653,000	
キュービーネットホールディングス	6,400	985.00	6,304,000	
オープングループ	15,900	237.00	3,768,300	
スプリックス	500	969.00	484,500	
マネジメントソリューションズ	5,500	1,625.00	8,937,500	
プロレド・パートナーズ	2,900	402.00	1,165,800	
テノ. ホールディングス	300	427.00	128,100	
フロンティア・マネジメント	3,400	753.00	2,560,200	
コプロ・ホールディングス	500	1,610.00	805,000	
ギークス	500	359.00	179,500	
アンビスホールディングス	23,800	643.00	15,303,400	
カーブスホールディングス	30,300	711.00	21,543,300	
フォーラムエンジニアリング	13,000	1,001.00	13,013,000	
F a s t F i t n e s s J a p a n	3,800	1,301.00	4,943,800	
M a c b e e P l a n e t	3,100	2,964.00	9,188,400	
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	261.00	3,601,800	
ポピンズ	2,100	1,152.00	2,419,200	
L I T A L I C O	8,900	857.00	7,627,300	

コンフィデンス・インターワークス	200	1,520.00	304,000	
アドバンテッジリスクマネジメント	800	559.00	447,200	
リログループ	61,500	1,848.50	113,682,750	
東祥	8,000	613.00	4,904,000	
I D & E ホールディングス	6,700	6,490.00	43,483,000	
ビーウィズ	2,300	1,437.00	3,305,100	
サンウェルズ	4,300	593.00	2,549,900	
T R E ホールディングス	25,400	1,447.00	36,753,800	
人・夢・技術グループ	4,600	1,490.00	6,854,000	
N I S S O ホールディングス	9,700	759.00	7,362,300	
大栄環境	24,100	2,828.00	68,154,800	
G E N O V A	3,800	1,353.00	5,141,400	
日本管財ホールディングス	11,600	2,588.00	30,020,800	
M&A総研ホールディングス	12,000	1,935.00	23,220,000	
エイチ・アイ・エス	35,300	1,362.00	48,078,600	
ラックランド	4,600	1,760.00	8,096,000	
共立メンテナンス	34,700	2,887.00	100,178,900	
イチネンホールディングス	10,800	1,805.00	19,494,000	
建設技術研究所	11,400	2,566.00	29,252,400	
スペース	8,100	1,084.00	8,780,400	
燐ホールディングス	9,300	1,058.00	9,839,400	
スバル興業	4,000	3,145.00	12,580,000	
東京テアトル	500	1,081.00	540,500	
タナベコンサルティンググループ	3,900	1,138.00	4,438,200	
ナガワ	3,000	6,300.00	18,900,000	
東京都競馬	8,100	4,375.00	35,437,500	
カナモト	17,200	3,165.00	54,438,000	
ニシオホールディングス	9,200	4,305.00	39,606,000	
トランス・コスマス	14,100	3,130.00	44,133,000	
乃村工藝社	48,300	937.00	45,257,100	
藤田観光	4,900	8,000.00	39,200,000	
K N T - C T ホールディングス	6,600	1,126.00	7,431,600	
トーカイ	9,800	2,120.00	20,776,000	
セコム	224,900	5,175.00	1,163,857,500	
セントラル警備保障	6,000	2,819.00	16,914,000	
丹青社	22,000	915.00	20,130,000	

マイテックグループホールディングス	40,800	2,892.50	118,014,000	
応用地質	10,300	2,417.00	24,895,100	
船井総研ホールディングス	22,100	2,318.00	51,227,800	
進学会ホールディングス	900	189.00	170,100	
オオバ	900	993.00	893,700	
いであ	400	2,264.00	905,600	
学究社	4,500	2,018.00	9,081,000	
イオンディライト	11,900	4,140.00	49,266,000	
ナック	9,800	609.00	5,968,200	
ダイセキ	26,700	3,710.00	99,057,000	
ステップ	4,100	2,106.00	8,634,600	
合 計	202,082,100		419,791,226,090	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

## 2 【ファンドの現況】

### 【日本株式インデックス e】

#### 【純資産額計算書】

(2025年2月28日現在)

I 資産総額	4,121,655,257円
II 負債総額	3,188,191円
III 純資産額 (I - II)	4,118,467,066円
IV 発行済口数	1,151,829,532口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.5756円
(1万口当たり純資産額)	(35,756円)

(参考)

### 日本株式マザーファンド

#### 純資産額計算書

(2025年2月28日現在)

I 資産総額	440,459,053,872円
II 負債総額	26,044,573,936円
III 純資産額 (I - II)	414,414,479,936円
IV 発行済口数	126,608,487,632口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.2732円
(1万口当たり純資産額)	(32,732円)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換等

該当事項はありません。

### (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3)譲渡制限

該当事項はありません。

### (4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

#### ①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### ②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権

の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

- ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第1 【委託会社等の概況】

##### 1 【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2025年2月28日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### [PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

#### [D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### [CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN—DO—CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2025 年 4 月 22 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2025 年 2 月 28 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	523	15,637,340
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	54	195,520
単位型公社債投資信託	52	169,578
合計	629	16,002,438

### 3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第 39 期事業年度の中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 洋 一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要

な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	23,067	14,909
金銭の信託	14,693	18,596
前払費用	198	429
未収委託者報酬	9,147	10,943
未収運用受託報酬	5,815	5,967
未収収益	176	185
短期差入証拠金	3,541	3,660
その他	1,566	4,074
<b>流動資産合計</b>	<b>58,207</b>	<b>58,767</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	※1	255
器具備品	※1	560
<b>有形固定資産合計</b>	<b>816</b>	<b>655</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	7,203	7,463
その他	40	61
<b>無形固定資産合計</b>	<b>7,244</b>	<b>7,524</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	4,063	5,753
関係会社株式	5,636	6,077
繰延税金資産	1,181	1,196
その他	31	31
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>10,911</b>	<b>13,058</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>18,972</b>	<b>21,238</b>
<b>資産合計</b>	<b>77,179</b>	<b>80,005</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	49	86
未払金	7,174	8,475
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,586	5,524
その他未払金	2,588	2,951
未払費用	1,089	797
未払法人税等	726	694
賞与引当金	613	719
その他	303	957
流動負債合計	9,958	11,730
固定負債		
退職給付引当金	904	975
資産除去債務	153	154
その他	27	42
固定負債合計	1,086	1,171
負債合計	11,044	12,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	44,755	45,974
利益剰余金合計	47,355	48,574
株主資本合計	66,595	67,813
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49	360
繰延ヘッジ損益	△510	△1,071
評価・換算差額等合計	△460	△710
純資産合計	66,134	67,103
負債・純資産合計	77,179	80,005

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	40,724	44,551
運用受託報酬	10,918	11,077
その他営業収益	351	356
<b>営業収益合計</b>	<b>51,993</b>	<b>55,985</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	20,123	22,341
広告宣伝費	307	342
公告費	2	0
調査費	5,309	5,796
調査費	1,104	1,172
委託調査費	4,191	4,610
図書費	13	14
営業雑経費	5,842	5,887
通信費	77	78
印刷費	419	439
協会費	58	56
諸会費	38	29
情報機器関連費	5,153	5,193
その他営業雑経費	94	89
<b>　　営業費用合計</b>	<b>31,585</b>	<b>34,369</b>
<b>一般管理費</b>		
給料	6,451	6,981
役員報酬	318	385
給料・手当	5,144	5,432
賞与	987	1,163
退職給付費用	252	278
福利費	671	747
交際費	7	13
旅費交通費	122	191
租税公課	289	276
不動産賃借料	327	328
寄付金	—	0
減価償却費	1,698	2,239
業務委託費	1,277	1,544
諸経費	1,454	1,637
<b>　　一般管理費合計</b>	<b>12,553</b>	<b>14,239</b>
<b>営業利益</b>	<b>7,854</b>	<b>7,376</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取利息	57	138
収益分配金	4	0
金銭の信託運用益	—	4,007
投資有価証券売却益	738	1
投資有価証券償還益	121	1
デリバティブ利益	565	—
その他	11	12
営業外収益合計	1,499	4,162
営業外費用		
金銭の信託運用損	158	—
投資有価証券売却損	16	33
投資有価証券償還損	—	1
為替差損	1,227	1,273
デリバティブ費用	—	3,613
その他	32	3
営業外費用合計	1,435	4,925
経常利益	7,918	6,613
税引前当期純利益	7,918	6,613
法人税、住民税及び事業税	2,350	1,931
法人税等調整額	119	95
法人税等合計	2,470	2,027
当期純利益	5,448	4,585

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本					株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		別途積立金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788		
当期変動額							
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641		
当期純利益			5,448	5,448	5,448		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	2,807	2,807	2,807		
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,218	1,218	1,218
当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

##### (2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

##### (3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

##### (4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

#### 8. ヘッジ会計の会計処理

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

##### (3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	184 百万円	220 百万円
器具備品	681 //	823 //
計	866 //	1,044 //

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株 式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 6 月 20 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株 式	2,943	利益剰余金	981,032	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て 1 年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((1) \*2、\*3 及び (注 2) 参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	—	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	3,844	—	3,844
資産計	1,029	16,547	—	17,577
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(10)	—	—	(10)
通貨関連取引	—	(136)	—	(136)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

(\*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	—	17,579
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	4,517	—	4,517
資産計	1,530	20,565	—	22,096
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(268)	(262)	—	(530)
通貨関連取引	—	21	—	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	—	(509)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

(\*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスク

の対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
投資有価証券	0	876
関係会社株式	5,636	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	594	2,144	38

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	—	—	—
未収委託者報酬	10,943	—	—	—
未収運用受託報酬	5,967	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	1,829	807	—

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	5,636	6,077

## 2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

当事業年度（2024年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。  
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非上場株式	0	876
組合出資金等	218	359

## 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,923	—	△21	△21
	英ポンド	256	—	△6	△6
	カナダドル	109	—	△1	△1
	イスラエル・ペソ	163	—	△2	△2
	香港ドル	202	—	△0	△0
	ユーロ	651	—	△19	△19
	買建				
	米ドル	152	—	3	3
	合計	7,458	—	△48	△48

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	—	4	4
	英ポンド	288	—	0	0
	カナダドル	145	—	△0	△0
	イスラエル・ペソ	180	—	0	0
	香港ドル	217	—	0	0
	ユーロ	664	—	3	3
	合計	8,231	—	10	10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
	合計	12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	—	△268	△268
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	4,184	—	△262	△262
合計		14,490	—	△530	△530

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式	1,729 3,228 20 83 21	— — — — —	△6 △81 △0 △0 △0
	米ドル				
	英ポンド				
	イスラエル・ペソ				
	香港ドル				
	ユーロ				
合計			5,082	—	△88

当事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式	2,126 4,586 28 83 63 448	— — — — — —	1 7 0 0 0 1
	米ドル				
	英ポンド				
	イスラエル・ペソ				
	香港ドル				
	ユーロ				
合計			7,337	—	10

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	820	911
勤務費用	133	149
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	6	11
退職給付の支払額	△57	△85
簡便法で計算した退職給付費用	6	1
退職給付債務の期末残高	911	993

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	911	993
未認識数理計算上の差異	△6	△17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975
退職給付引当金	904	975
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	133	149
利息費用	3	3
数理差異償却	—	0
簡便法で計算した退職給付費用	6	1
確定給付制度に係る退職給付費用	142	155

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 109 百万円、当事業年度 122 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払事業税	58 百万円	63 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	187 //	220 //
退職給付引当金損金算入限度超過額	277 //	298 //
税務上の費用認識差額	412 //	256 //
繰延ヘッジ損益	225 //	472 //
その他	75 //	78 //
<b>繰延税金資産 合計</b>	<b>1,236 //</b>	<b>1,390 //</b>
<b>繰延税金負債</b>		
有価証券評価差額	△21 //	△159 //
その他	△32 //	△35 //
<b>繰延税金負債 合計</b>	<b>△54 //</b>	<b>△194 //</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,181 //</b>	<b>1,196 //</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887百万円

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行株	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2023年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2024年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	22,044,962円63銭	22,367,677円92銭
1株当たり当期純利益金額	1,816,227円49銭	1,528,527円02銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	5,448百万円	4,585百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,448百万円	4,585百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 洋 一  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第39期中間会計期間末

(2024年9月30日)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金		15,957
金銭の信託		18,219
未収委託者報酬		11,990
未収運用受託報酬		6,429
短期差入証拠金		2,431
その他		4,238
流動資産合計		59,268

## 固定資産

有形固定資産	※1	592
無形固定資産		
ソフトウェア		6,988
その他		59
無形固定資産合計		7,047
投資その他の資産		
投資有価証券		6,615
関係会社株式		6,077
繰延税金資産		1,127
その他		30
投資その他の資産合計		13,850
固定資産合計		21,491
資産合計		80,759

## 負債の部

## 流動負債

未払金		8,431
未払法人税等		1,202
賞与引当金		424
その他	※2	2,306
流動負債合計		12,364

## 固定負債

退職給付引当金		1,035
資産除去債務		154
その他		53
固定負債合計		1,244
負債合計		13,608

(単位：百万円)

第39期中間会計期間末

(2024年9月30日)

純資産の部

株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	17,239
資本剰余金合計	17,239
利益剰余金	
利益準備金	500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100
繙越利益剰余金	45,816
利益剰余金合計	48,416
株主資本合計	67,655
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	453
繙延ヘッジ損益	△958
評価・換算差額等合計	△504
純資産合計	67,150
負債・純資産合計	80,759

中間損益計算書

(単位：百万円)

第39期中間会計期間

(自 2024年4月1日

至 2024年9月30日)

営業収益

委託者報酬	24,956
運用受託報酬	6,026
その他営業収益	187
営業収益合計	31,169
営業費用	18,985
一般管理費	※1 7,504
営業利益	4,678
営業外収益	193
営業外費用	※3 976
経常利益	3,896
特別損失	61
税引前中間純利益	3,835
法人税、住民税及び事業税	1,202
法人税等還付税額	△129
法人税等調整額	△22
法人税等合計	1,050
中間純利益	2,785

## 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中期期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
中間純利益			2,785	2,785	2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△157	△157	△157
当中期期末残高	500	2,100	45,816	48,416	67,655

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,943
中間純利益				2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	92	112	205	205
当中間期変動額合計	92	112	205	47
当中期期末残高	453	△958	△504	67,150

## 注記事項

(重要な会計方針)

第39期中間会計期間  
(自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手

可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブ

時価法によっております。

#### (3) 金銭の信託

時価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

#### (2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

#### (3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第39期中間会計期間末  
(2024年9月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,128百万円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第39期中間会計期間  
(自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産	83百万円
無形固定資産	1,211百万円

※2 営業外収益の主要項目

投資有価証券売却益	149百万円
-----------	--------

※3 営業外費用の主要項目

金銭の信託運用損	263百万円
投資有価証券償還損	239百万円
為替差損	146百万円
デリバティブ費用	138百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末（2024年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（(1)\*2及び(注2)、(注3)参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,561	15,657	—	18,219
投資有価証券(*2)	—	—	—	—
その他有価証券	—	3,269	—	3,269
資産計	2,561	18,927	—	21,488
デリバティブ取引(*3)	—	—	—	—
株式関連取引	(281)	(230)	—	(511)
通貨関連取引	—	(286)	—	(286)
デリバティブ取引計	(281)	(517)	—	(798)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額 876 百万円）、時価算定適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 1,991 百万円）及び第 24-16 項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額 478 百万円）は上記に含めておりません。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1 年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。時価算定適用指針第 24-3 項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	876
関係会社株式	6,077

(注3) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	-	-	△8	2,000	1,991	-	1,991	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,991百万円であります。

#### (有価証券関係)

第39期中間会計期間末（2024年9月30日）

##### 1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077

##### 2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,010	2,306	704
小計	3,010	2,306	704
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,249	2,306	△57
小計	2,249	2,306	△57
合計	5,260	4,613	647

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額478百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## (デリバティブ取引関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建 米ドル	5,053	—	△83	△83
	英ポンド	173	—	△5	△5
	カナダドル	130	—	△2	△2
	イスラエル・ペソ	74	—	△1	△1
	香港ドル	120	—	△1	△1
	ユーロ	461	—	△9	△9
	買建 米ドル	42	—	△0	△0
	ユーロ	11	—	△0	△0
	合計	6,068	—	△104	△104

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

## (2) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,399	—	△281	△281
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,524	—	△230	△230
合計		15,923	—	△511	△511

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券 関係会社株式	1,833	—	△30
	英ポンド		4,463	—	△137
	イスラエル・ペソ		49	—	△0
	香港ドル		95	—	△1
	ユーロ		31	—	△0
	シンガポールドル		433	—	△11
	合計		6,906	—	△182

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存

在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

同一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,620 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1 株当たり純資産額	22,383,579 円 15 銭
1 株当たり中間純利益	928,397 円 37 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため 記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	2,785 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,785 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

##### (1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

##### (4)親法人等又は子法人等の利益を図るために不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

##### (5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

2025年4月22日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託

日本株式インデックス e

約　　款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
日本株式インデックス e

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式に投資する日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 株式への実質投資は、原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式への実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④ 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたときおよびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なるった受取金利または異なるった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑦ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金は、全額分配に使用することができます。
- ② 分配金額については、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
日本株式インデックス e  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)**

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**(信託の目的および金額)**

- 第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**(信託金の限度額)**

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

- 第4条 この信託の信託期間は、信託契約締結日から第45条第7項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託期間終了の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

- 第6条 この信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。

- ② 追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益権の帰属と受益証券の不発行)**

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」を

いい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位、価額および手数料等)

第12条 販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関のうち、委託者の指定する者をいいます。以下同じ。)

は、第7条第1項の規定により分割される受益権につき、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について、受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 前項の手数料の額は、販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 第1項の規定にかかわらず、前項に該当する場合を除き、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録する

ものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権（上記イ、ロおよび下記ニに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 約束手形（上記イに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書
9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### （利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第28条、第32条ないし第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第28条、第32条ないし第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引きされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債

の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 信託財産の一部解約等の事由により、前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (公社債の空売りの指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債または第28条の規定により借り入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### (公社債の借入れの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### (信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存に係る業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混藏寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または

第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混載寄託することができるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### (損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年1月23日から翌年1月22日までとすることを原則とします。ただし、

第1計算期間は平成22年4月6日から平成23年1月24日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### （信託財産に関する報告等）

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### （信託事務の諸費用）

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

#### （信託報酬等の額および支弁の方法）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の37の率を乗じて得た額
2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなしえる収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に100分の50未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に100分の50未満の率を乗じて得た額
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### （収益の分配）

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬およ

び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 前項においてみなし配当等収益とは、マザーファンドの配当等収益にマザーファンドの受益権総口数に占める信託財産に属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 第1項、第3項および第4項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、第12条第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第47条の規定を準用するものとします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### (信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約の変更をしようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させことがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第53条 (削除)

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはでき

ません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

**(運用状況に係る情報の提供)**

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

**(公告)**

第55条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

**(付則)**

第1条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年4月6日

委託者 中央三井アセットマネジメント株式会社

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社